

資料編

- 資料1 二本松市環境基本条例等
- 資料2 環境審議会委員名簿及び策定経過
- 資料3 アンケート調査結果
- 資料4 用語解説

資料1 二本松市環境基本条例等

【二本松市環境基本条例】

平成19年6月21日

条例第24号

目次

前文

第1章 総則（第1条—第8条）

第2章 環境の保全に関する基本指針等（第9条—第11条）

第3章 環境の保全のための基本的施策等（第12条—第19条）

附則

私たちは、西に秀峰安達太良山、東に阿武隈の美しい山並みと阿武隈川に代表される自然豊かな恵みの下で、生命を育み、自然と共生し、文化を創造してきた。

しかしながら、近年の経済活動や交流人口の増大によって、環境への負荷が高まっており、環境を持続的に保全する取組みを、市民はもとより地域の市民団体及び事業者並びに滞在者が協働して進める必要がある。

このため、地域の特性を生かした豊で安らぎのある「緑に包まれた自然と共生のまち」を目標とし、地域環境を視野に入れた持続的な発展が可能な社会を目指してこの条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、豊かな自然環境の保護、文化を育んだ歴史、風土等の保存、潤いのある持続的な生活環境の保全（以下「環境の保全」という。）について基本となる理念を定め、市、市民、市民団体、事業者（以下「市民等」という。）及び滞在者（市に観光、労働、就学その他の目的で滞在する者をいう。以下同じ。）が協働し、その果たすべき責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、その施策を総合的かつ計画的に推進し、もって豊かな自然環境を保全し、現在及び将来にわたる市民の健康的で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 地球環境保全 人の活動による地球温暖化、オゾン層破壊、海洋汚染、野生生物の種の減少その他地球全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全をいう。
- (3) 公害 環境保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生じる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壤の汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の採掘のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ）に係る被害が生じることをいう。

(4) 循環型社会 大量生産・消費・廃棄型の社会に代わるものとして、廃棄物の発生抑制、再使用、再資源化を計画的、組織的に取り組む社会をいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全は、環境が有限のものであるとの認識の下、環境への負荷の低減に努め、持続可能な循環型社会の形成が実現されるよう行われなければならない。

2 環境の保全は、すべての社会活動が人類存続の基盤である生態系のもたらす恵みにより成り立つていてそれを認識し、多様な生物が生息できる豊かな環境を保護する心を養い、人と自然との共生が実現されるよう行われなければならない。

3 環境の保全は、先人たちがそれぞれの地域固有の文化を育む中で磨き上げた歴史と伝統を継承し、歴史的景観の保存及び活用により、その環境が将来にわたって維持されるようそれぞれの立場で協働し、自主的かつ積極的に持続性を保って行われなければならない。

4 地球環境保全は、地球を共有する人類共通の課題であり、日常生活による地球環境への影響をよく認識し、世界的視野に立ち積極的に推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）に従い、地域の特性に応じた環境の保全に関する計画を策定し、これを実現しなければならない。

2 市は、自ら行う事業の実施にあたっては、持続可能な循環型社会の形成に即したものとし、環境への負荷の低減に積極的に努めなければならない。

3 市は、環境の保全のため広域的な取り組みを必要とする施策においては、国、県、他の地方公共団体その他関係機関と協力して、その推進に努めなければならない。

4 前3項に定めるもののほか、市は、市民等及び滞在者と協働し、環境保全活動（環境の保全に関する事業又は活動をいう。以下同じ。）に努めなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念に従い、住み良い生活環境を築くため、自覚と自らの行動によって、良好で快適な環境を損なうことのないよう互いに配慮しなければならない。

2 市民は、日常生活において持続可能な循環型社会の形成に即した活動を行い、環境への負荷の低減、環境の保全に努めなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、市民は、市、市民団体、事業者及び滞在者と協働し、環境保全活動に努めなければならない。

(市民団体の責務)

第6条 市民団体は、基本理念に従い、環境の保全に関する活動が推進されるよう、市民が参画できる体制の整備、情報の提供、活動の充実等に努めるものとする。

2 前項に定めるもののほか、市民団体は、市、市民、事業者及び滞在者と協働し、環境保全活動に努めなければならない。

(事業者の責務)

第7条 事業者は、基本理念に従い、その事業活動に当たり、常に適切な措置を講じて環境を阻害するとのないようにするとともに、環境保全活動を積極的に推進するよう努めなければならない。

- 2 事業者は、持続可能な循環型社会を形成するため、廃棄物の排出者としてその適正な処理を行なうとともに、その発生の抑制等を進めることにより、環境への負荷の低減に努めなければならない。
- 3 前2項に定めるもののほか、事業者は、市、市民、市民団体及び滞在者と協働し、環境保全活動に努めなければならない。

(滞在者の責務)

第8条 滞在者は、基本理念に従い、持続可能な循環型社会の形成に協力し、環境の保全等に努めなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、滞在者は、市及び市民等と協働し、環境保全活動に努めなければならない。

第2章 環境の保全に関する基本指針等

(基本指針)

第9条 市は、環境の保全に関する計画の策定及び実施に当たっては、基本理念に従い、次に掲げる事項を基本としなければならない。

- (1) 市民の安全と健康が守られ、生活環境が保全され、自然環境が適正に保全されるよう、大気、水、土壤等が良好な状態に保持されること。
- (2) 生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存等が図られるとともに、森林、農地、水辺等における多様な自然環境が体系的に保全されること。
- (3) 人と自然との豊かなふれあいが確保されるとともに、地域の歴史的及び文化的特性を生かした景観並びに良好で快適な環境が保全されること。

第10条 市長は、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための二本松市環境基本計画(以下「環境基本計画」という。)を策定しなければならない。

- 2 環境基本計画は、環境の保全についての目標及び施策の方向その他必要事項について定めるものとする。
- 3 市長は、環境基本計画を策定したときは、二本松市環境審議会の意見を聴くとともに、市民等の意見を反映することができるよう必要な措置を講じなければならない。
- 4 市長は、環境基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、環境基本計画を変更する場合に準用する。

(実施状況報告)

第11条 市長は、環境の状況及び環境の保全に関する施策の実施状況等を明らかにした報告書を作成し、これを公表しなければならない。

第3章 環境の保全のための基本的施策等

(環境基本計画との整合)

第12条 市は、各種計画の策定及び実施に当たっては、環境基本計画との整合を図るほか、環境への負荷が低減されるよう努めるものとする。

(自然環境の保全)

第13条 市は、地域固有の自然環境保全のため、地域それぞれの自然環境の把握に努め、その豊かな自然環境が保全され、将来に引き継がれるよう必要な措置を講じるものとする。

(市民等の意見の反映及び自発的な活動の促進)

第14条 市は、環境の保全に関する施策を推進するため、市民等の意見を反映するよう努めるものとする。

2 市は、市民等が自発的に行う環境美化活動、循環型社会を推進するための取組みその他の活動を促進するため必要な措置を高じるものとする。

(環境学習の推進)

第15条 市は、すべての市民が、身近な自然とふれあい、感性を豊かにすることの大切さを認識するとともに、生涯を通じて環境とのかかわりを学ぶ環境学習の推進その他必要な措置を講じるものとする。

(環境情報の収集及び提供)

第16条 市は、環境の保全に役立つ情報の収集に努め、市民等及び滞在者がそれぞれの役割に応じて行動することができるよう当該情報の提供に努めるものとする。

(調査等の実施)

第17条 市は、環境の保全に関する施策の実施に当たり、必要な調査、監視、測定等を行い、環境の状況を的確に把握するよう努めなければならない。

(規制の措置)

第18条 市は、公害の原因となる行為、自然環境の保全に支障となる行為に関し必要な規制の措置を講ずるものとする。

(地球環境保全対策の推進)

第19条 市は、国、県、他の地方公共団体、市民等を協働し、地球環境保全に関する国際協力に資する施策の推進に努めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

【二本松市ポイ捨て等のない快適なまちづくり推進条例】

平成24年12月25日

条例第23号

(目的)

第1条 この条例は、ポイ捨てによる空き缶等の散乱及び飼い犬のふんの放置の防止について必要な事項を定めることにより、市、市民等、事業者及び土地所有者等が協力して環境の美化を推進し、もって市民の快適な生活環境を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き缶等 飲食料品を収納していた容器、たばこの吸い殻、チューインガムのかみかす、紙くずその他これらに類する物で、捨てられ、又は放置されることにより、散乱の原因となるものをいう。
- (2) ポイ捨て 空き缶等をみだりに定められた場所以外の場所に捨てること又は放置することをいう。
- (3) 市民等 市内に居住する者又は通勤・通学者、旅行者その他の市内に滞在し、若しくは市内を通過する者をいう。
- (4) 事業者 市内において、事業活動を行うすべてのものをいう。
- (5) 土地所有者等 市内において、土地を所有し、占有し、又は管理するものをいう。

(市の責務)

第3条 市は、第1条の目的を達成するため、ポイ捨てによる空き缶等の散乱及び飼い犬のふんの放置の防止に係る必要な施策の推進に努めなければならない。

(市民等の責務)

第4条 市民等は、家庭の外で自ら生じさせた空き缶等を持ち帰り、又は回収容器に収納することにより空き缶等を散乱させないようにするとともに、市の実施する施策に協力するよう努めなければならない。

2 飼い犬の所有者（所有者以外の者が飼養し、又は管理する場合は、その者を含む。第9条第2項において同じ。）は、飼い犬を散歩させるときは、飼い犬のふんを持ち帰るための回収袋等を携帯し、飼い犬が公共の場所等（公共の場所及び自己が所有し、又は管理する以外の土地又は施設をいう。第9条において同じ。）でふんをしたときは、直ちに回収し、持ち帰るとともに、市の実施する施策に協力するよう努めなければならない。

3 市民等は、屋外において喫煙しようとするときは、吸い殻入れが設置されている場所で喫煙し、又は携帯用吸い殻入れを使用するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、事業活動によって生じる空き缶等を散乱させないよう当該事業活動を行う場所及びその周辺において清掃その他の措置を講ずるとともに、市の実施する施策に協力するよう努めなければならない。

2 飲食料品、たばこ、チューインガムその他散乱の原因となるおそれのある物の製造、加工又は販売を行うものは、消費者に対しポイ捨て防止の啓発その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(土地所有者等の責務)

第6条 土地所有者等は、その所有し、占有し、又は管理する土地における空き缶等の散乱を防止するため、清掃活動等により、地域の良好な生活環境を保全するよう努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、土地所有者等は、市が実施する施策に協力するよう努めなければならない。

(重点区域の指定)

第7条 市長は、空き缶等の散乱又は飼い犬のふんの放置を特に防止する必要があると認める区域を重点区域に指定することができる。

2 市長は、前項の規定による指定をするときは、これを告示しなければならない。重点区域を変更し、又は解除するときも、同様とする。

(施策の重点実施)

第8条 市長は、前条第1項の重点区域において、ポイ捨てによる空き缶等の散乱又は飼い犬のふんの放置の防止に係る必要な施策を重点的に実施するものとする。

(ポイ捨て及び飼い犬のふんの放置の禁止)

第9条 何人も、公共の場所等にポイ捨てをしてはならない。

2 飼い犬の所有者は、飼い犬が公共の場所等で排せつしたふんを放置してはならない。

(飲食料品の容器及び宣伝物の散乱防止)

第10条 自動販売機（規則で定める自動販売機を除く。）による飲食料品の販売者及び持ち帰り飲食料品の販売者は、規則で定めるところにより、回収容器を設置し、これを適正に管理しなければならない。

2 公共の場所において、宣伝物、印刷物その他の物（以下この項において「宣伝物等」という。）を配布し、又は配布させたものは、当該配布場所及び周辺において宣伝物等が散乱した場合は、速やかに回収する等必要な措置を講じなければならない。

(指導及び助言)

第11条 市長は、第1条に規定する目的を達成するために必要と認めるときは、関係者に対し、指導又は助言を行うことができる。

(勧告)

第12条 市長は、第9条又は第10条の規定に違反し、美観又は生活環境を著しく害していると認められるものに対し、違反行為の是正、支障の除去その他必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

(命令)

第13条 市長は、前条の規定による勧告を受けたものが、正当な理由なく当該勧告に従わず、美観又は生活環境を著しく害していると認められるときは、期限を定めて、違反行為の是正、支障の除去その他必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(公表)

第14条 市長は、前条の規定による命令を受けたものが、正当な理由なく命令に従わないときは、その氏名、住所（法人その他の団体にあっては名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）、本条例による命令に従わない旨及びその違反の内容を公表することができる。

2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ公表をされるべきものにその理由を通知し、弁明の機会を与えるものとする。

(立入調査等)

第15条 市長は、第10条第1項の規定に違反して回収容器の設置若しくは適正な管理がなされていない土地若しくは建物にその指定する職員を立ち入らせて調査させ、又は同項に規定する販売者若しくは関係者に対して、必要な報告を求めることができる。

(職員による指導等)

第16条 市長は、その指定する職員に第11条の規定による指導若しくは助言、第12条の規定による勧告若しくは第13条の規定による命令を行わせ、又はこの条例の施行に必要な限度において、関係者に対し質問させることができる。

(身分証明書の携帯等)

第17条 第15条の規定により立入調査をする職員及び前条の規定により指導若しくは助言、勧告、命令又は質問を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

2 第15条の規定による立入調査の権限又は前条の規定による質問の権限は、犯罪調査のために認められたものとして解してはならない。

(委任)

第18条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

【二本松市公害防止指導要綱】

平成17年12月1日

告示第38号

(目的)

第1条 この要綱は、法令に特別の定めがある場合を除くほか、公害の防止について、事業者、市及び住民の責務を明らかにし、公害を防止するために必要な対策を講ずることにより住民の健康を保護するとともに、生活環境を保全することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「公害」とは、環境基本法（平成5年法律第91号）第2条第3項に定めるものをいう。

(事業者の責務)

第3条 事業者は、公害防止に関する諸法令を遵守し、その責任において必要な措置を講じるとともに、市が実施する公害防止に関する施策に協力しなければならない。

2 事業者は、常にその管理に係る施設について監視を厳重にし、かつ、公害の発生防止について不断の研究と努力を怠ってはならない。

(市の責務)

第4条 市は、公害防止に関して必要な施策を講ずることにより、良好な生活環境を保全し、もって住民の健康及び安全を確保するものとする。

(住民の責務)

第5条 住民は、市が実施する公害防止に関する施策に協力するとともに、公害を発生させることのないよう常に努めなければならない。

(市の施策)

第6条 市は、おおむね次に掲げる事項を実施するものとする。

- (1) 公害の状況を把握するための必要な監視及び測定に関すること。
- (2) 事業者が行う公害防止のための施設の設置又は改善についての指導及び資金のあっせんに関すること。
- (3) 事業者及び住民に対する公害の防止についての啓もうに関すること。

(苦情等の処理)

第7条 市長は、公害に係る苦情、陳情等があったときは、速やかにその実情を調査するとともに、県及び関係機関と協力し、その適切な処理に努めるものとする。

(公害防止確約書の提出)

第8条 事業者は、公害防止に関する確約書を市長に提出しなければならない。

(処理計画書)

第9条 市長は、事業者の事業活動により公害が発生し、又は発生するおそれがあると認めるときは、当該事業者に対し、期限を定めて公害を防止するための処理に関する計画書の作成とその提出を求めることができる。

(完了届)

第10条 前条の規定による処理に関する計画書の提出を求められた事業者は、当該要求に基づく措置を完了したときは、処理計画の措置の完了に係る届出書を市長に提出しなければならない。

(緊急時の措置)

第11条 市長は、異常気象等の緊急時に、通常の事業活動によるものであっても公害発生のおそれがあると認められる場合は、関係事業者に対し、事業活動による排出量の減少等について協力を求めることができる。

2 事業者は、前項の規定により協力を求められた場合は、速やかに事業活動による排出量の減少等について適切な措置を講ずるとともに、その措置の状況を市長に報告しなければならない。

(報告事項)

第12条 事業者は、次の各号に掲げる場合に該当するときは、当該各号に定める事項を、直ちに市長に報告しなければならない。

- (1) その者の事業活動により公害が発生し、または発生するおそれがあると認める場合 発生し、又は発生するおそれがあると認められる公害の内容及び当該公害の防止のために講じようとする措置の状況
- (2) その者の管理する施設について故障、破損その他の事故が発生した場合において、当該事故により公害が発生し、又は発生するおそれがあると認められるとき 事故の状況並びにその事故に対する応急の措置の内容及び復旧工事計画

2 市長は、前項に定めるもののほか、この要綱の施行に必要な限度において、事業者に対し、公害の防止に関して必要な事項の報告を求めることができる。

(立入検査)

第13条 市長は、この要綱の施行に必要な限度において、その職員をして公害を発生し、又は発生するおそれがあると認められる事業者の工場又は事業場に立ち入り、調査させることができる。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を証する証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

(測定結果の報告)

第14条 市長は、必要があると認める事業者に対し、定期的に測定した結果の報告を求めることができる。

(委任)

第15条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成17年12月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日の前日までに、合併前の二本松市公害防止指導要綱（昭和60年二本松市告示第60号）の規定によりなされた決定、手続その他の行為は、この要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

資料2 環境審議会委員名簿及び策定経過

環境審議会委員名簿

(任期:平成30年5月29日～平成32年5月28日)

役職	氏名	選出機関及び団体名
会長	渡 邊 正 孝	二本松商工会議所常議員
副会長	大 内 征 史	市民(岩代地域選出)
委員	佐 藤 洋 一	日本大学工学部土木工学科専任講師
委員	後 藤 忍	福島大学共生システム理工学類准教授
委員	久 保 理	福島県県北地方振興局県民環境部環境課長
委員	小 野 みさ子	あだたら商工会女性部環境委員長
委員	ア字 野 一郎	ふくしま未来農業協同組合安達地区担当常務理事
委員	石 川 美 知	二本松市婦人団体連合会長
委員	伊 藤 信 也	市民(安達地域選出)
委員	ア字 野 寅 彦	市民(東和地域選出)
委員	トニ 野 桂 子	市民(公募)
委員	佐 藤 良 喜	市民(公募)

第2次二本松市環境基本計画

【二本松市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)】策定の経過

1 二本松市環境審議会

開催日	内容
平成 30 年 5 月 29 日	策定方針、スケジュールの審議 市民・事業所・小学生アンケート内容審議
平成 30 年 10 月 10 日	市民・事業所・小学生アンケート結果報告 骨子案の審議
平成 30 年 11 月 21 日	素案の審議
平成 31 年 2 月 27 日	計画案・答申案の審議 答申

2 二本松市議会

開催日	会議等	内容
平成 30 年 12 月 18 日	議員協議会	素案の協議

3 庁内会議

開催日	会議等	内容
平成 30 年 5 月 24 日	環境保全推進 庁内連絡会議	策定方針、スケジュールの協議 市民・事業所・小学生アンケート内容協議
平成 30 年 9 月 28 日	環境保全推進 庁内連絡会議	市民・事業所・小学生アンケート結果報告 骨子案の協議
平成 30 年 11 月 14 日	環境保全推進 庁内連絡会議	素案の協議
平成 30 年 12 月 3 日	庁 議	素案の協議
平成 31 年 2 月 18 日	環境保全推進 庁内連絡会議	計画案の協議
平成 31 年 3 月 18 日	庁 議	計画の決定

4 アンケート・パブリックコメント

開催日	会議等	内容
平成 30 年 6 月 26 日 ～7 月 13 日	市民・事業所・ 小学生アンケー ト	市民：男女 1,800 名(18 歳以上無作為抽出) 事業所：市内 150 事業所(無作為抽出) 小学生：市内全 16 校の 5 年生 421 名
平成 31 年 1 月 4 日 ～2 月 4 日	パブリック コメント	計画案への意見募集

資料3 アンケート調査結果

1. 市民用アンケート結果

調査対象：一般市民 1,800 名（満 18 歳以上の市民から無作為抽出）

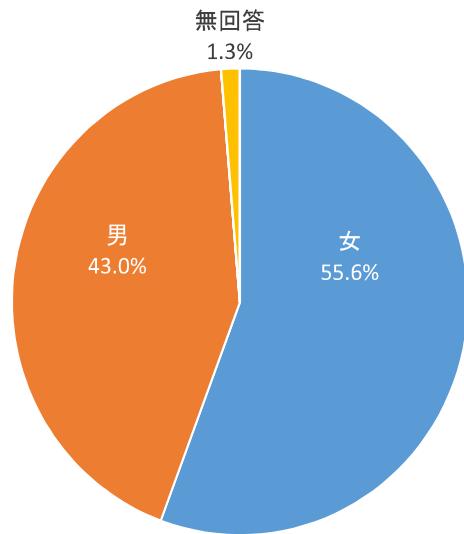
調査方式：アンケート調査票の郵送配付、回収

回収状況：有効回答 753 件（回収率 41.8%）

質問1 ご回答頂くご本人について

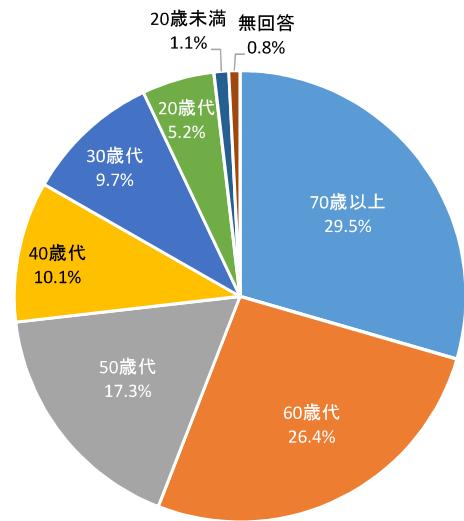
(1) あなたの性別に○をつけてください。

1. 男	324
2. 女	419
無回答	10



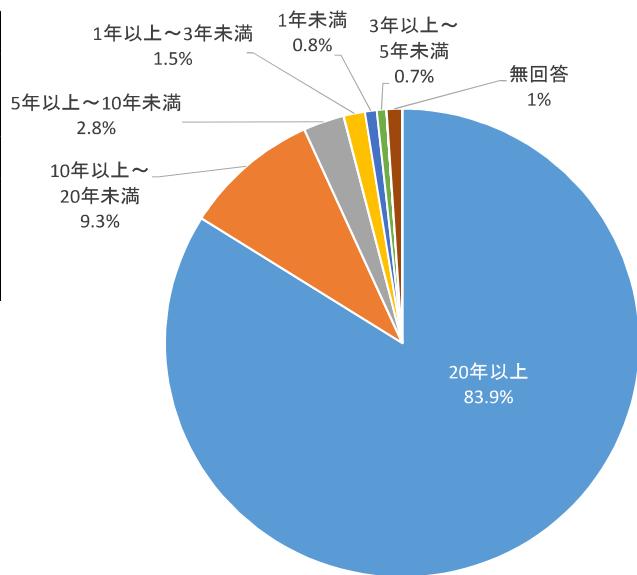
(2) あなたの年齢に○をつけてください。

1. 20 歳未満	8
2. 20 歳代	39
3. 30 歳代	73
4. 40 歳代	76
5. 50 歳代	130
6. 60 歳代	199
7. 70 歳以上	222
無回答	6



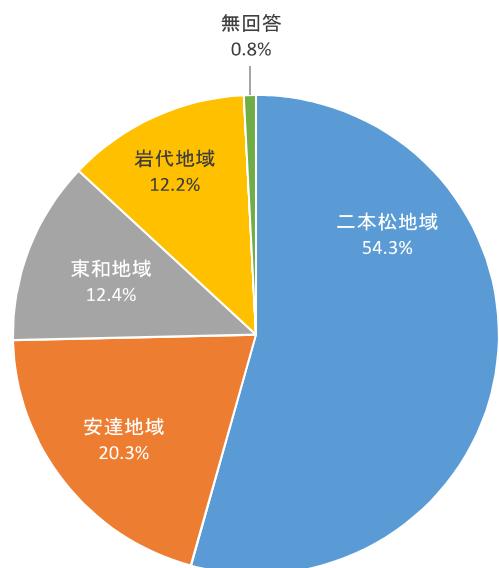
(3) 二本松市に住んで何年になりますか。○をつけてください。

1. 1年未満	6
2. 1年以上3年未満	11
3. 3年以上5年未満	5
4. 5年以上10年未満	21
5. 10年以上20年未満	70
6. 20年以上	632
無回答	8



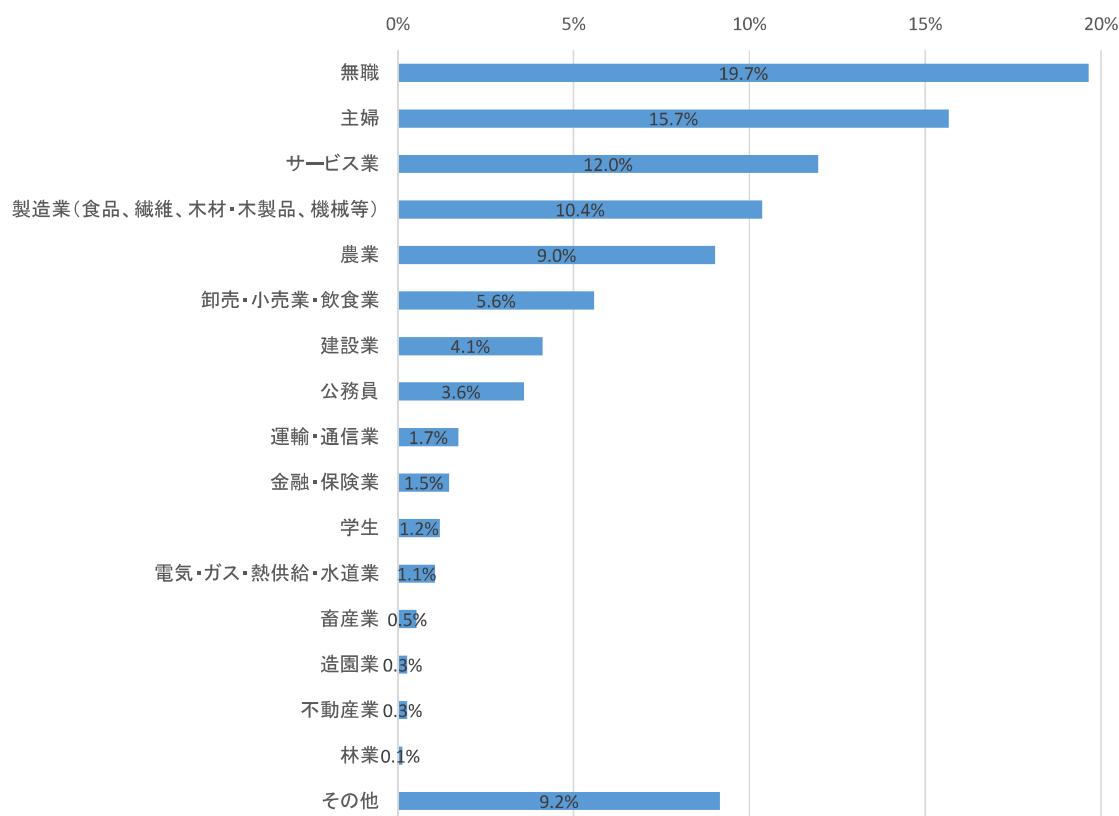
(4) あなたの住んでいる地域に○をつけてください。

1. 二本松地域	409
2. 安達地域	153
3. 岩代地域	92
4. 東和地域	93
無回答	2



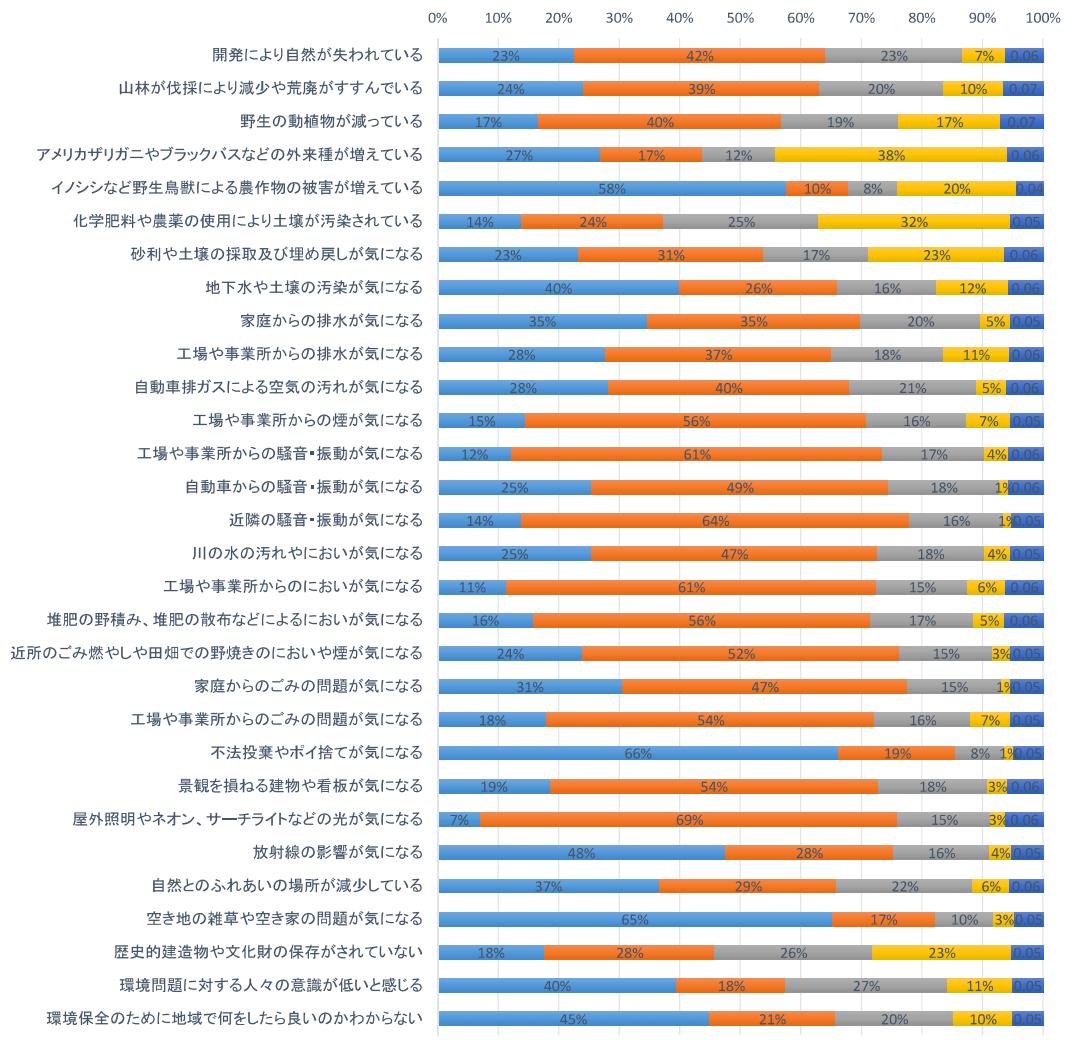
(5) あなたの従事している職業に○をつけてください。

1. 農業	68
2. 林業	1
3. 水産業	0
4. 畜産業	4
5. 造園業	2
6. 建設業	31
7. 製造業(食品、繊維、木材・木製品、機械等)	78
8. 電気・ガス・熱供給・水道業	8
9. 運輸・通信業	13
10. 卸売・小売業・飲食業	42
11. 金融・保険業	11
12. 不動産業	2
13. サービス業	90
14. 公務員	27
15. 主婦	118
16. 無職	148
17. 学生	9
18. その他	69



質問2 あなたがお住まいの地域の環境について最近どのように感じておりますか。項目ごとに該当するもの1つに○をつけてください。

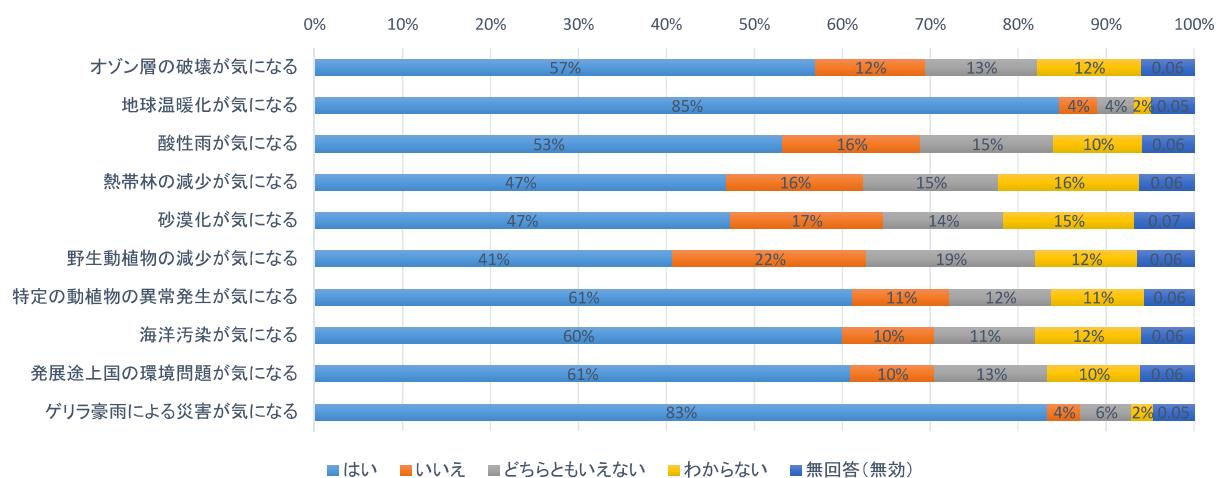
地域の環境問題	はい	いいえ	どちらともいえない	わからない	無回答 (無効)
1. 開発により自然が失われている	170	313	170	54	46
2. 山林が伐採により減少や荒廃がすすんでいる	182	293	154	75	49
3. 野生の動植物が減っている	126	302	146	126	53
4. アメリカザリガニやブラックバスなどの外来種が増えている	203	126	91	289	44
5. イノシシなど野生鳥獣による農作物の被害が増えている	434	77	61	148	33
6. 化学肥料や農薬の使用により土壤が汚染されている	105	177	192	238	41
7. 砂利や土壤の採取及び埋め戻しが気になる	175	231	130	170	47
8. 地下水や土壤の汚染が気になる	301	197	123	89	43
9. 家庭からの排水が気になる	261	265	150	36	41
10. 工場や事業所からの排水が気になる	209	281	139	82	42
11. 自動車排ガスによる空気の汚れが気になる	213	299	158	38	45
12. 工場や事業所からの煙が気になる	110	424	124	55	40
13. 工場や事業所からの騒音・振動が気になる	92	462	127	29	43
14. 自動車からの騒音・振動が気になる	192	369	138	11	43
15. 近隣の騒音・振動が気になる	105	482	117	10	39
16. 川の水の汚れやにおいが気になる	192	355	133	32	41
17. 工場や事業所からのおいが気になる	86	460	114	47	46
18. 堆肥の野積み、堆肥の散布などによるにおいが気になる	119	420	128	39	47
19. 近所のごみ燃やしや田畠での野焼きのにおいや煙が気になる	181	394	115	23	40
20. 家庭からのごみの問題が気になる	230	355	116	11	41
21. 工場や事業所からのごみの問題が気になる	136	408	119	49	41
22. 不法投棄やポイ捨てが気になる	499	146	60	11	37
23. 景観を損ねる建物や看板が気になる	140	408	136	25	44
24. 屋外照明やネオン、サーチライトなどの光が気になる	54	519	115	19	46
25. 放射線の影響が気になる	359	209	120	27	39
26. 自然とのふれあいの場所が減少している	276	221	169	45	42
27. 空き地の雑草や空き家の問題が気になる	491	128	73	26	35
28. 歴史的建造物や文化財の保存がされていない	133	212	196	173	39
29. 環境問題に対する人々の意識が低いと感じる	298	135	201	81	38
30. 環境保全のために地域で何をしたら良いのかわからない	338	157	147	73	38



■ はい ■ いいえ ■ どちらともいえない ■ わからない ■ 無回答(無効)

質問3 地球環境についてどのように感じていますか。項目ごとに該当するもの1つに○をつけてください。

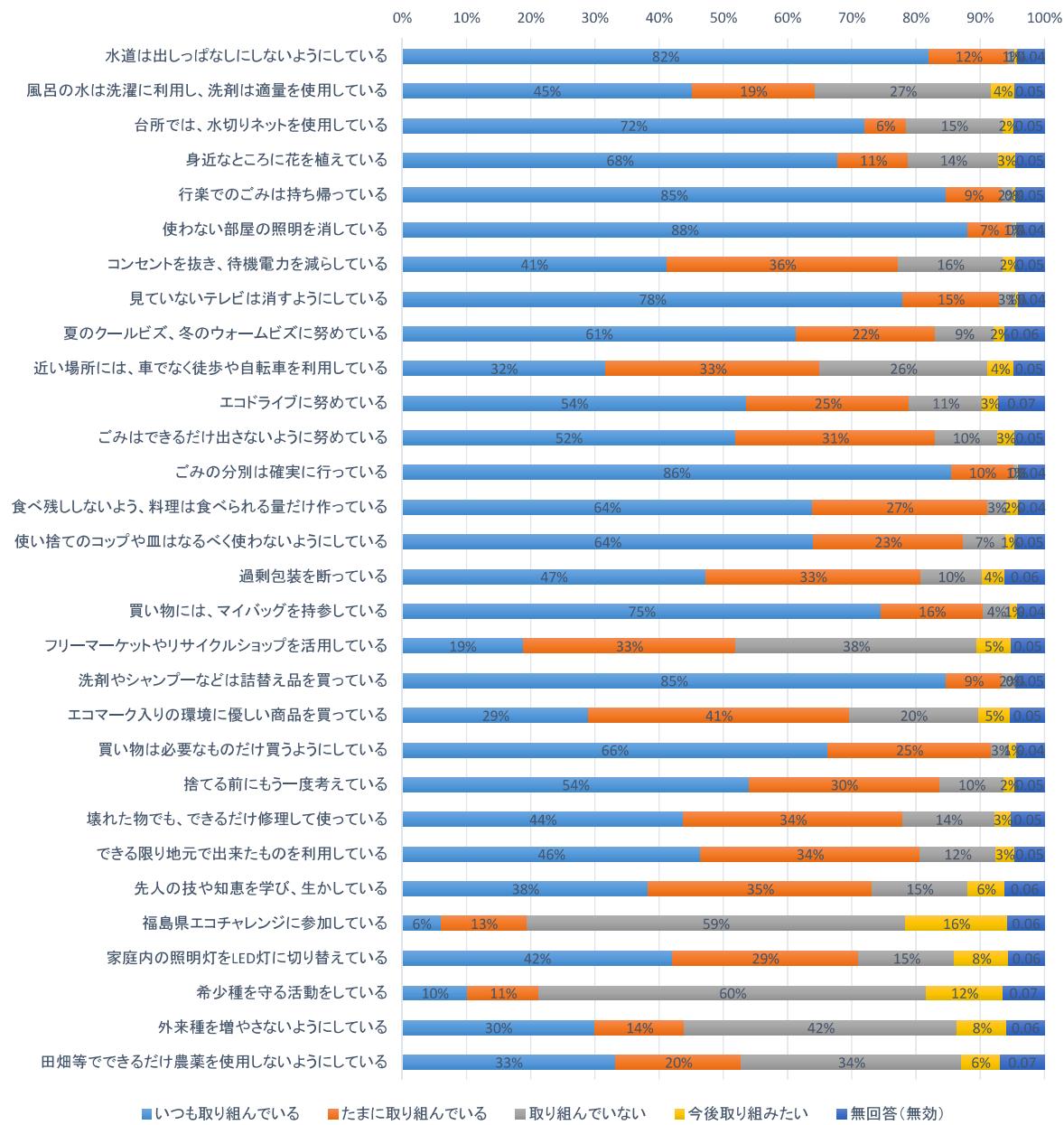
地球環境問題	はい	いいえ	どちらともいえない	わからない	無回答 (無効)
1. オゾン層の破壊が気になる	429	94	96	89	45
2. 地球温暖化が気になる	638	32	32	15	36
3. 酸性雨が気になる	401	118	114	76	44
4. 热帯林の減少が気になる	353	117	116	120	47
5. 砂漠化が気になる	356	131	103	112	51
6. 野生動植物の減少が気になる	307	166	144	88	48
7. 特定の動植物の異常発生が気になる	461	83	87	80	42
8. 海洋汚染が気になる	452	79	86	91	45
9. 発展途上国の環境問題が気になる	459	72	97	79	46
10. ゲリラ豪雨による災害が気になる	628	28	44	18	35



質問4 環境保全の取り組みについて

環境を良くするために、あなたが取り組んでいることについて、項目ごとに該当するものの1つに○をつけてください。

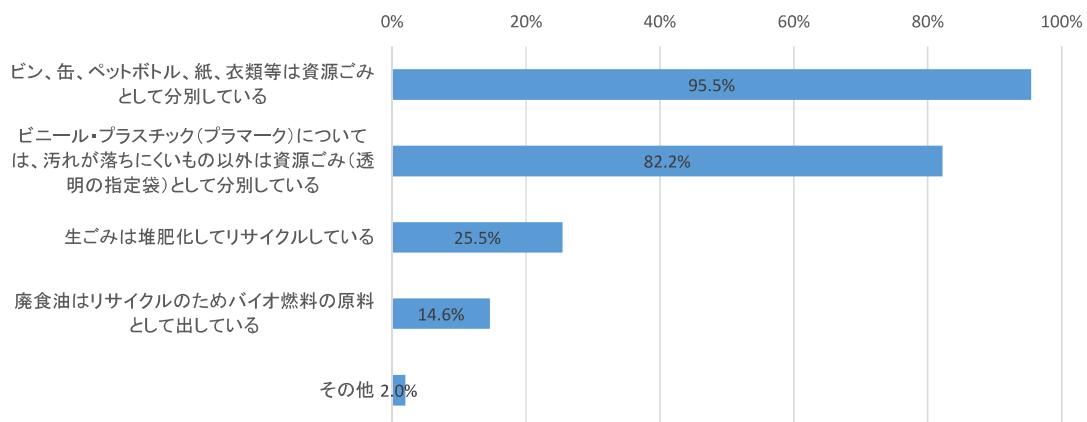
環境保全の取り組み	いつも取り組んでいる	たまに取り組んでいる	取り組んでいない	今後取り組みたい	無回答(無効)
1. 水道は出しつぱなしにしないようにしている	618	93	7	4	31
2. 風呂の水は洗濯に利用し、洗剤は適量を使用している	340	144	207	27	35
3. 台所では、水切りネットを使用している	543	48	113	13	36
4. 身近なところに花を植えている	511	83	105	20	34
5. 行楽でのごみは持ち帰っている	638	65	13	3	34
6. 使わない部屋の照明を消している	663	51	5	1	33
7. コンセントを抜き、待機電力を減らしている	310	272	122	15	34
8. 見ていないテレビは消すようにしている	587	113	19	4	30
9. 夏のクールビズ、冬のウォームビズに努めている	462	163	69	13	46
10. 近い場所には、車でなく徒歩や自転車を利用している	239	251	196	31	36
11. エコドライブに努めている	404	191	85	19	54
12. ごみはできるだけ出さないように努めている	391	234	73	20	35
13. ごみの分別は確実に行っている	644	73	5	1	30
14. 食べ残ししないよう、料理は食べられる量だけ作っている	481	205	23	14	30
15. 使い捨てのコップや皿はなるべく使わないようになっている	482	176	50	10	35
16. 過剰包装を断っている	356	252	72	27	46
17. 買い物には、マイバッグを持参している	562	119	32	8	32
18. フリーマーケットやリサイクルショップを活用している	142	249	283	40	39
19. 洗剤やシャンプーなどは詰替え品を買っている	638	65	16	0	34
20. エコマーク入りの環境に優しい商品を買っていている	219	305	152	37	39
21. 買い物は必要なものだけ買うようにしている	499	192	21	8	33
22. 捨てる前にもう一度考えている	407	223	76	12	35
23. 壊れた物でも、できるだけ修理して使っている	330	257	108	19	39
24. できる限り地元で出来たものを利用している	350	257	89	22	35
25. 先人の技や知恵を学び、生かしている	289	262	112	44	46
26. 福島県エコチャレンジに参加している	46	100	444	120	43
27. 家庭内の照明灯をLED灯に切り替えている	317	218	113	63	42
28. 希少種を守る活動をしている	77	83	455	89	49
29. 外来種を増やさないようにしている	226	105	320	58	44
30. 田畠等でできるだけ農薬を使用しないようにしている	250	148	258	45	56



質問5 リサイクルについて

あなたはリサイクルについてどのようなことに取り組んでいますか。該当するものすべてに○をつけてください。

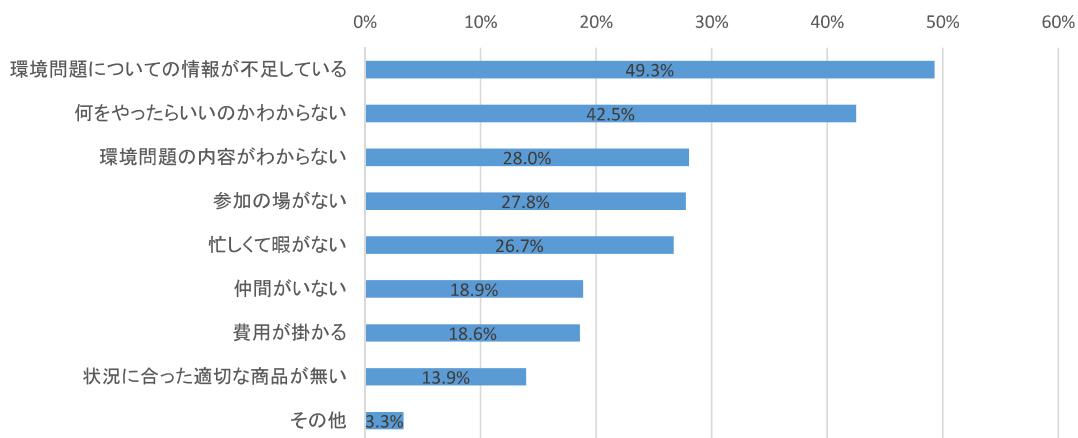
1. 生ごみは堆肥化してリサイクルしている	192
2. ビン、缶、ペットボトル、紙、衣類等は資源ごみとして分別している	719
3. ビニール・プラスチック(プラマーク)については、汚れが落ちにくいものの以外は資源ごみ(透明の指定袋)として分別している	619
4. 廃食油はリサイクルのためバイオ燃料の原料として出している	110
5. その他	35



質問6 環境問題に取り組む場合の問題点について

あなたが環境問題に取り組む場合に、困っていることは何ですか。該当すると思われるものすべてに○をつけてください。

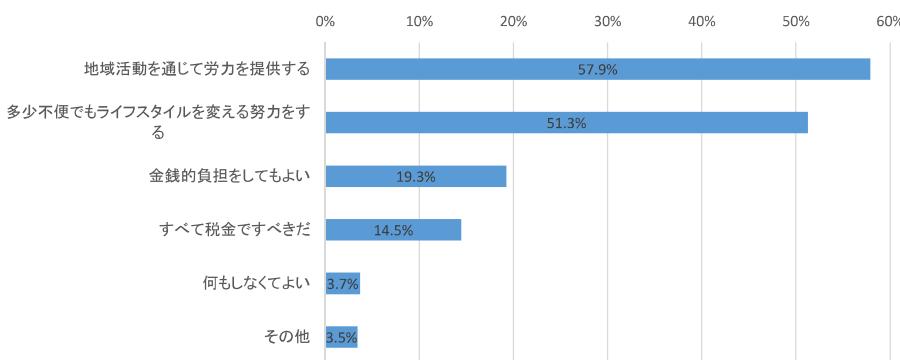
1. 何をやったらしいかわからない	320
2. 環境問題の内容がわからない	211
3. 環境問題についての情報が不足している	371
4. 忙しくて暇がない	201
5. 費用が掛かる	140
6. 状況に合った適切な商品が無い	105
7. 仲間がいない	142
8. 参加の場がない	209
9. その他	25



質問7 環境問題を守るための負担や労力について

あなたは、環境を守るために金銭的負担や労力の負担をすることに対し、どのようにお考えですか。該当すると思われるものすべてに○をつけてください。

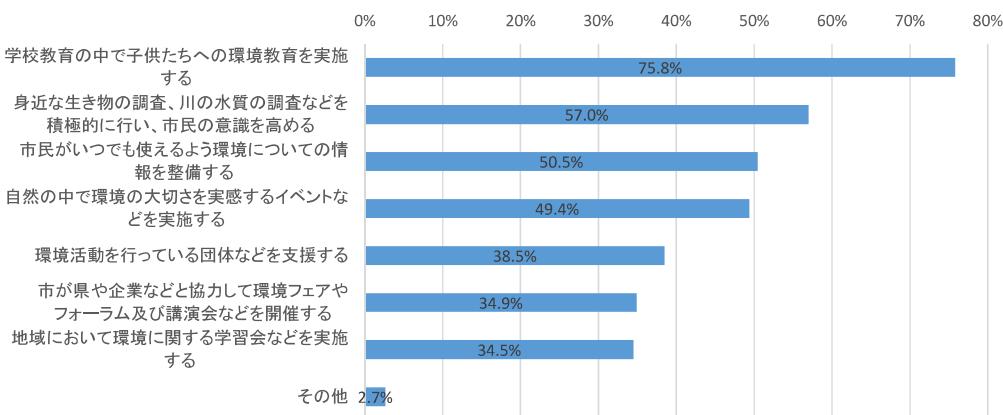
1. 金銭的負担をしてもよい	145
2. 地域活動を通じて労力を提供する	436
3. 多少不便でもライフスタイルを変える努力をする	386
4. すべて税金ですべきだ	109
5. 何もしなくてよい	28
6. その他	26



質問8 環境教育や環境学習について

環境教育や環境学習について、どのように進めていけば良いと思いますか。必要と思われるものすべてに○をつけてください。

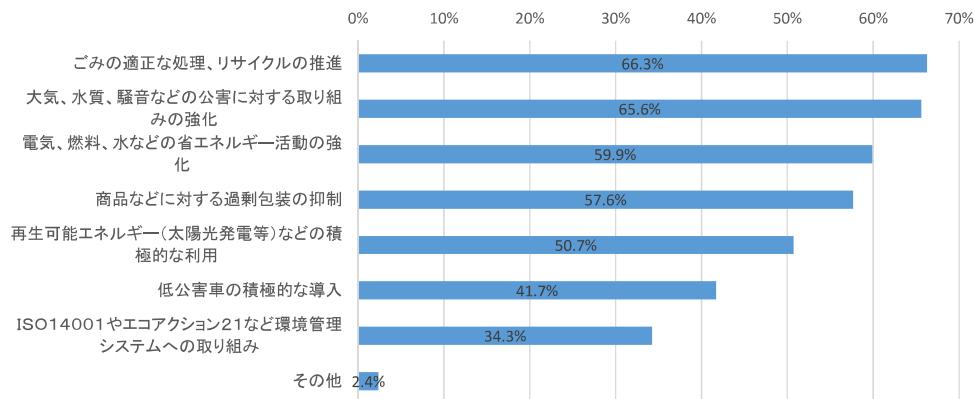
1. 学校教育の中で子供たちへの環境教育を実施する	571
2. 身近な生き物の調査、川の水質の調査などを積極的に行い、市民の意識を高める	429
3. 市民がいつでも使えるよう環境についての情報を整備する	380
4. 地域において環境に関する学習会などを実施する	260
5. 環境活動を行っている団体などを支援する	290
6. 自然の中で環境の大切さを実感するイベントなどを実施する	372
7. 市が県や企業などと協力して環境フェアやフォーラム及び講演会などを開催する	263
8. その他	20



質問9 企業や事業所に期待することについて

環境を良くするために、企業や事業所に期待することは何ですか。該当するものすべてに○をつけてください。

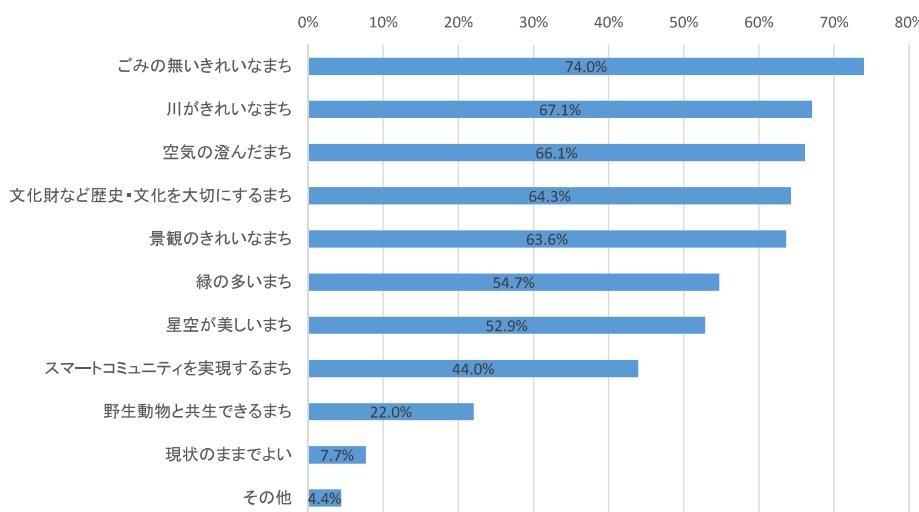
1. 大気、水質、騒音などの公害に対する取り組みの強化	494
2. 低公害車の積極的な導入	314
3. 電気、燃料、水などの省エネルギー活動の強化	451
4. ごみの適正な処理、リサイクルの推進	499
5. 商品などに対する過剰包装の抑制	434
6. 再生可能エネルギー（太陽光発電等）などの積極的な利用	382
7. ISO14001やエコアクション21など環境管理システムへの取り組み	258
8. その他	18



質問 10 二本松市の将来環境について

あなたは将来、二本松市をどのようなまちにしたらよいとお考えですか。該当するものすべてに○をつけてください。

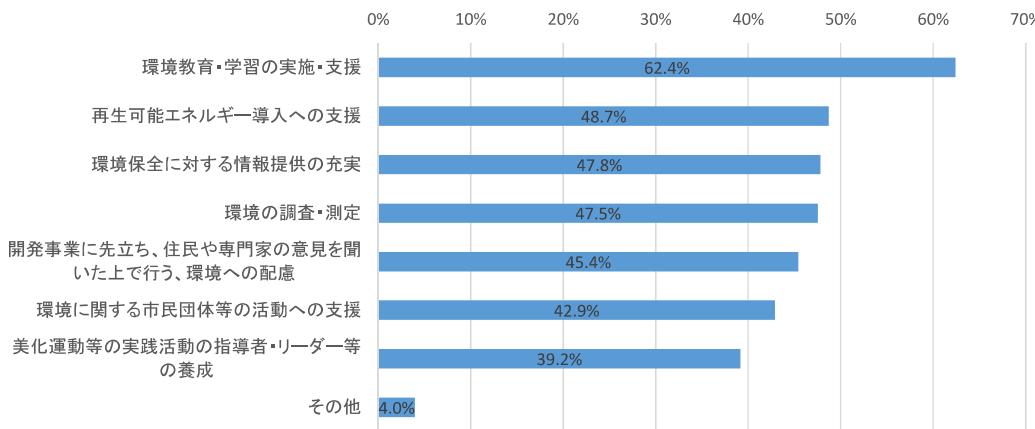
1. 現状のままでよい	58
2. 川がきれいなまち	505
3. 緑の多いまち	412
4. ごみの無いきれいなまち	557
5. 星空が美しいまち	398
6. 野生動物と共生できるまち	166
7. 空気の澄んだまち	498
8. 景観のきれいなまち	479
9. 文化財など歴史・文化を大切にするまち	484
10. スマートコミュニティを実現するまち	331
11. その他	33



質問 11 二本松市の将来環境を実現するために

「質問 10」のようなまちにするために、二本松市（行政）に望むことはどのようなことですか。該当するものすべてに○をつけてください。

1. 環境教育・学習の実施・支援	470
2. 開発事業に先立ち、住民や専門家の意見を聞いた上で行う、環境への配慮	342
3. 環境保全に対する情報提供の充実	360
4. 環境に関する市民団体等の活動への支援	323
5. 美化運動等の実践活動の指導者・リーダー等の養成	295
6. 環境の調査・測定	358
7. 再生可能エネルギー導入への支援	367
8. その他	30

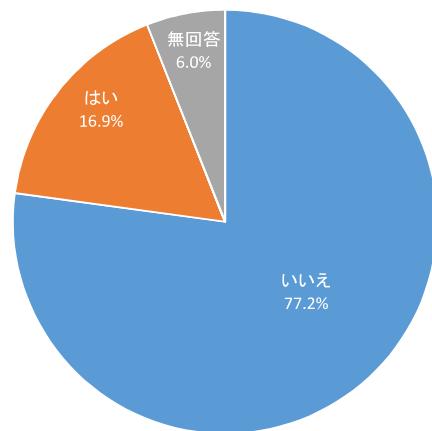


質問 12 二本松市環境基本計画について

二本松市では、平成 21 年 3 月に「二本松市環境基本計画」を策定し、環境保全に関する施策について取り組んでいます。現在、「第 2 次二本松市環境基本計画」の策定作業を進めています。

あなたは二本松市が「二本松市環境基本計画」を策定していること知っていますか。該当するもの1つに○をつけてください。

1. はい	127
2. いいえ	581
3. 無回答（無効）	45



2. 小学生用アンケート結果

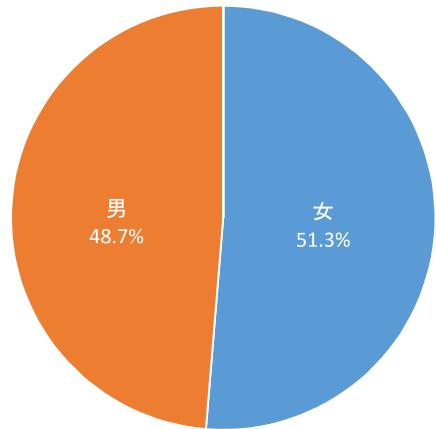
調査対象：二本松市立小学校全 16 校の 5 年生 421 名

調査方式：アンケート調査票の配付、回収

回収状況：有効回答 421 件

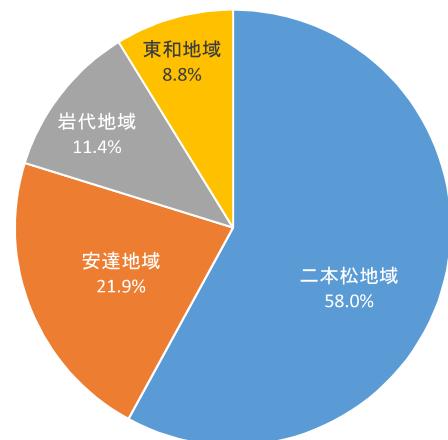
質問 1 あなたの性別に○をつけてください。

1. 男	205
2. 女	216



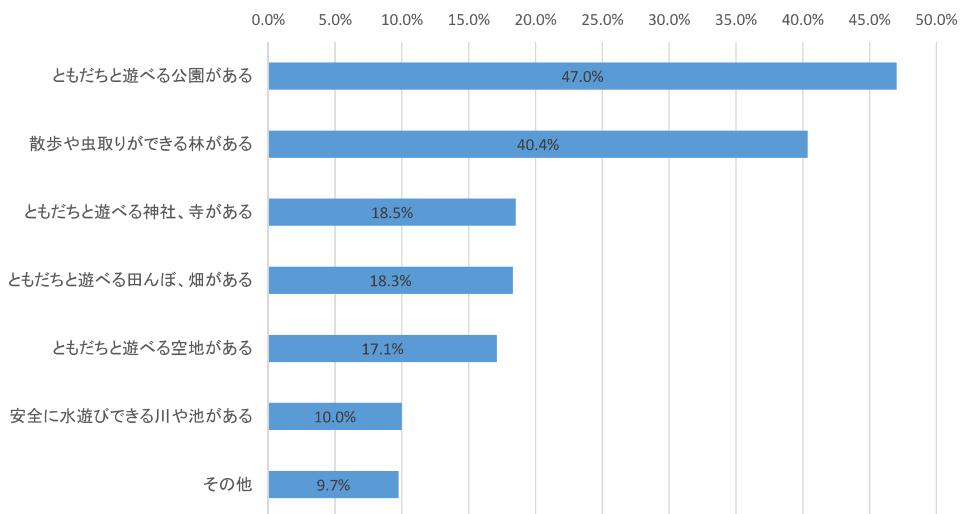
質問 2 あなたの住んでいる地域に○をつけてください。

1. 二本松地域	244
2. 安達地域	92
3. 岩代地域	48
4. 東和地域	37



しつもん 質問3 あなたの家の周りで、遊ぶことができる場所について、あてはまる
 ものに○をつけてください (いくつでも)。1～6以外にある場合は、
 7. その他の[]の中に書いてください。

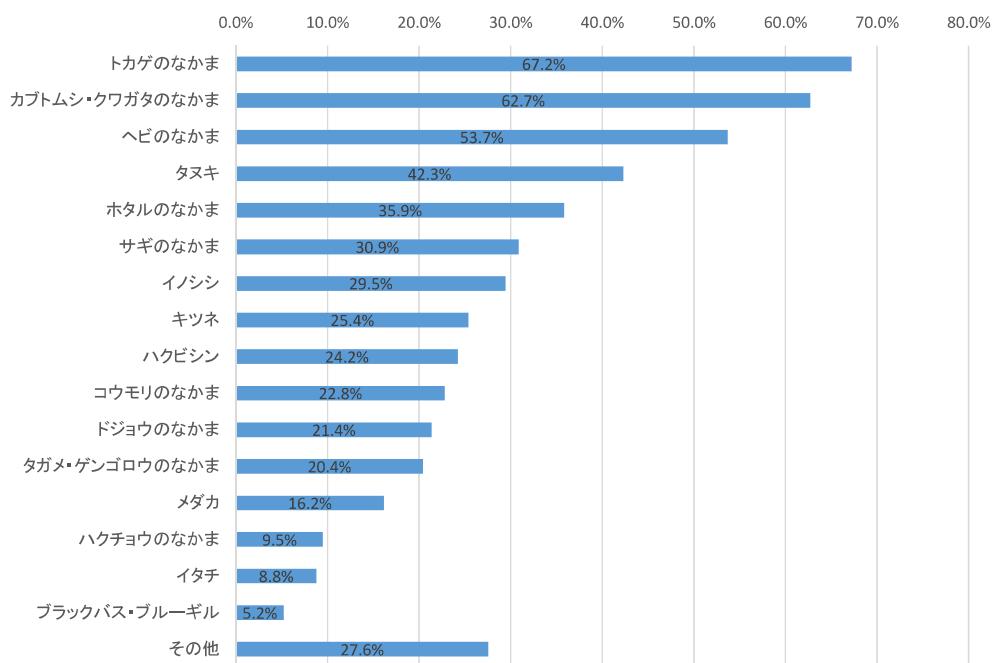
1. 安全に水遊びできる川や池がある	42
2. 散歩や虫取りができる林がある	170
3. ともだちと遊べる公園がある	198
4. ともだちと遊べる空地がある	72
5. ともだちと遊べる神社、寺がある	78
6. ともだちと遊べる田んぼ、畠がある	77
7. その他	41



質問4 あなたの家の周りで、見ることができる生き物（ペットはのぞく）

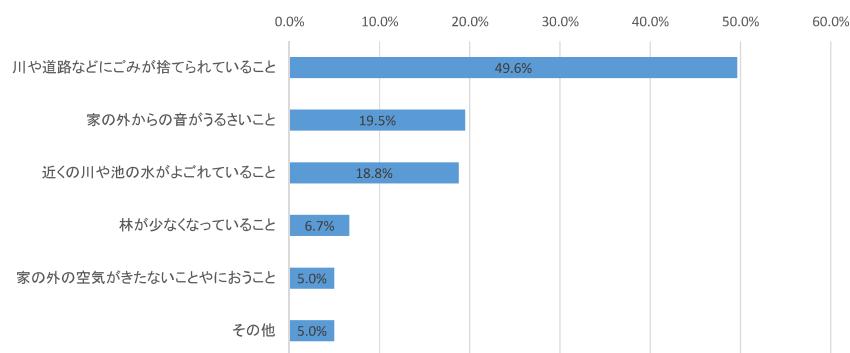
について、あてはまるものに○をつけてください（いくつでも）。また、下の表にない生き物が見られるときは[]の中に生き物の名前を書いてください。

1. カブトムシ・クワガタのなかま	264
2. タガメ・ゲンゴロウのなかま	86
3. ホタルのなかま	151
4. ヘビのなかま	226
5. トカゲのなかま	283
6. ドジョウのなかま	90
7. メダカ	68
8. ブラックバス・ブルーギル	22
9. サギのなかま	130
10. ハクチョウのなかま	40
11. コウモリのなかま	96
12. キツネ	107
13. タヌキ	178
14. ハクビシン	102
15. イタチ	37
16. イノシシ	124
17. その他	116



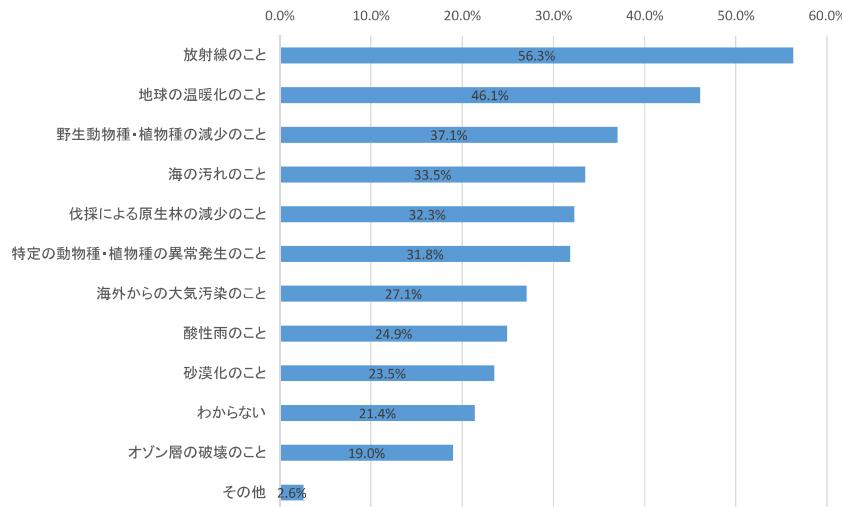
しつもん 質問5 あなたの家の周りで、あなたが気になることは何ですか。あてはまるものに○をつけてください（いくつでも）。1～5以外にある場合は、6. その他の[]の中に書いてください。

1. 家の外の空気がきたないことやにおうこと	21
2. 近くの川や池の水がよごれていること	79
3. 家の外からの音がうるさいこと	82
4. 林が少なくなっていること	28
5. 川や道路などにごみが捨てられていること	209
6. その他	21



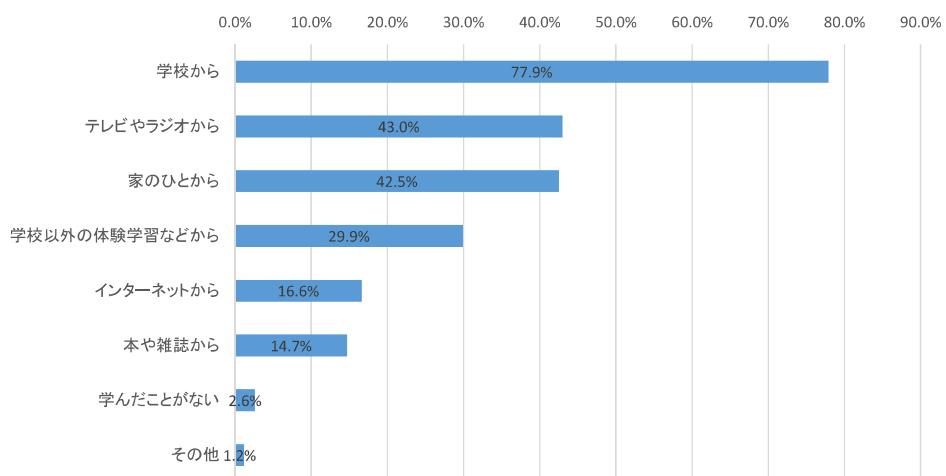
しつもん 質問6 次の1～11の中であなたが気にしている地球環境問題は何ですか。あてはまるものに○をつけてください（いくつでも）。

1. オゾン層の破壊のこと	80
2. 地球の温暖化のこと	194
3. 酸性雨のこと	105
4. 伐採による原生林の減少のこと	136
5. 砂漠化のこと	99
6. 野生動物種・植物種の減少のこと	156
7. 特定の動物種・植物種の異常発生のこと	134
8. 海のよごれのこと	141
9. 海外からの大気汚染のこと	114
10. 放射線のこと	237
11. わからない	90
12. その他	11



しつもん 質問7 あなたは地球温暖化やごみ分別など環境問題について何から学んだり知りましたか。あてはまるものに○をつけてください（いくつでも）。1から7以外にある場合は、8. その他の[]の中に書いてください。

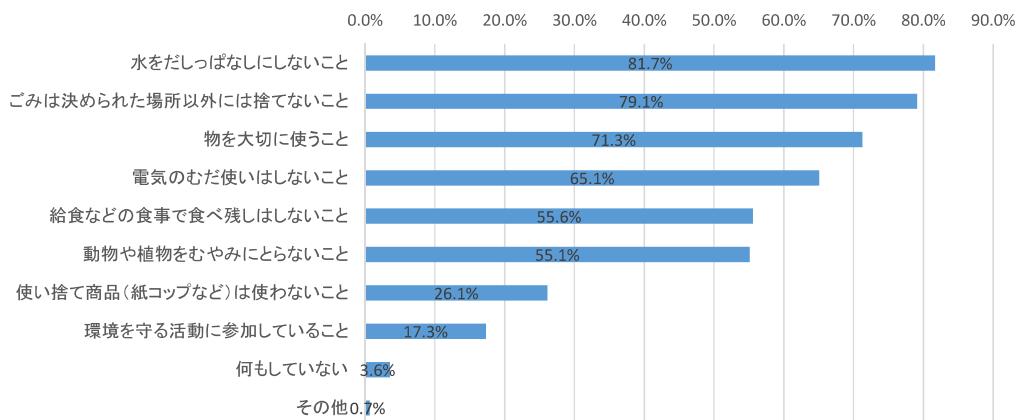
1. 学校から	328
2. 家のひとから	179
3. 学校以外の体験学習などから	126
4. 本や雑誌から	62
5. テレビやラジオから	181
6. インターネットから	70
7. 学んだことがない	11
8. その他	5



しつもん 質問 8 あなたが、環境を守るために普段から気をつけていることはありますか。

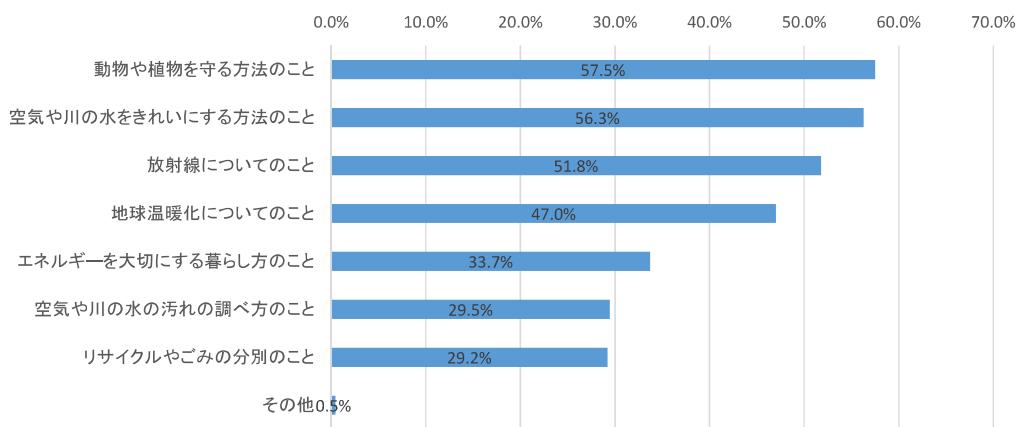
あてはまるものに○をつけてください（いくつでも）。1から9以外にある場合は、10。その他の〔 〕の中に書いてください。

1. ごみは決められた場所以外には捨てうこと	333
2. 物を大切に使うこと	300
3. 使い捨て商品（紙コップなど）は使わないこと	110
4. 水をだしづぱなしにしないこと	344
5. 給食などの食事で食べ残しはしないこと	234
6. 電気のむだ使いはしないこと	274
7. 動物や植物をむやみにとらないこと	232
8. 環境を守る活動に参加していること	73
9. 何もしていない	15
10. その他	3



しつもん 質問9 あなたは、環境についてどんなことを学びたいですか。あてはまるものに○をつけてください（いくつでも）。1から7以外にある場合は、8. その他の[]の中に書いてください。

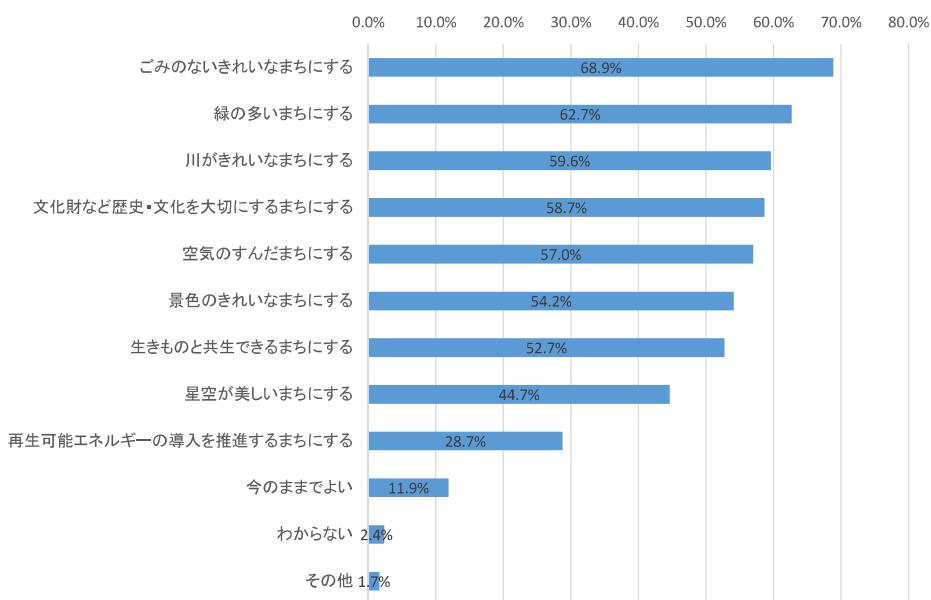
1. 空気や川の水をきれいにする方法のこと	237
2. 空気や川の水の汚れの調べ方のこと	124
3. リサイクルやごみの分別のこと	123
4. エネルギーを大切にする暮らし方のこと	142
5. 動物や植物を守る方法のこと	242
6. 地球温暖化についてのこと	198
7. 放射線についてのこと	218
8. その他	2



しつもん 質問10 あなたの住んでいる二本松市の環境をこれからどのようにしたいですか。

あてはまるものに○をつけてください（いくつでも）。1から11以外にある場合は、12. その他の[]の中に書いてください。

1. 今までよい	50
2. 川がきれいなまちにする	251
3. 緑の多いまちにする	264
4. ごみのないきれいなまちにする	290
5. 星空が美しいまちにする	188
6. 生きものと共生できるまちにする	222
7. 空気のすんだまちにする	240
8. 景色のきれいなまちにする	228
9. 文化財など歴史・文化を大切にするまちにする	247
10. 再生可能エネルギーの導入を推進するまちにする	121
11. わからない	10
12. その他	7



3. 事業所用アンケート結果

調査対象：150 事業所（市内の事業所から無作為抽出）

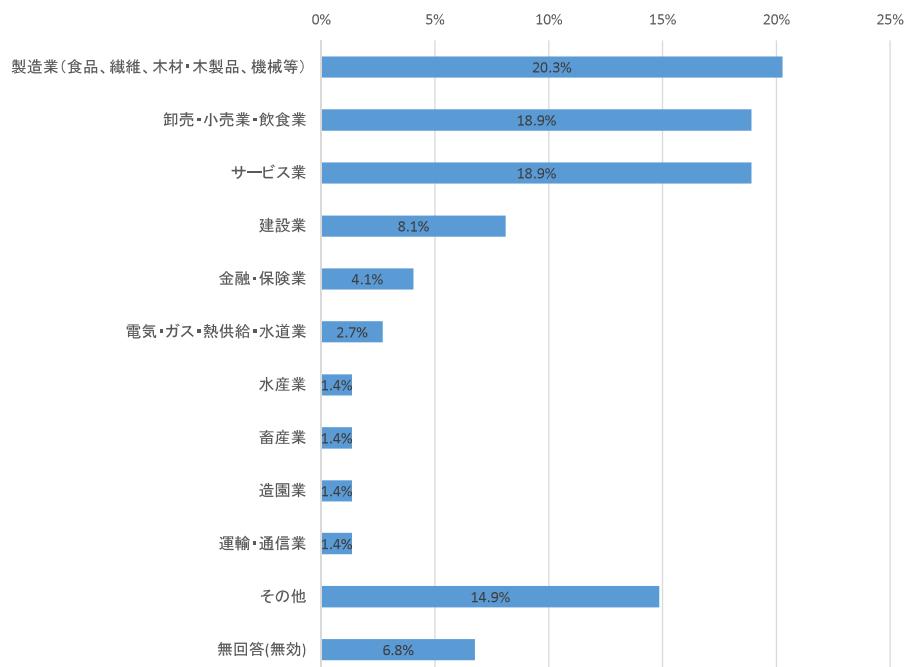
調査方式：アンケート調査票の郵送配付、回収

回収状況：有効回答 74 件（回収率 49.3%）

質問 1 貴事業所（二本松市内の事業所）について

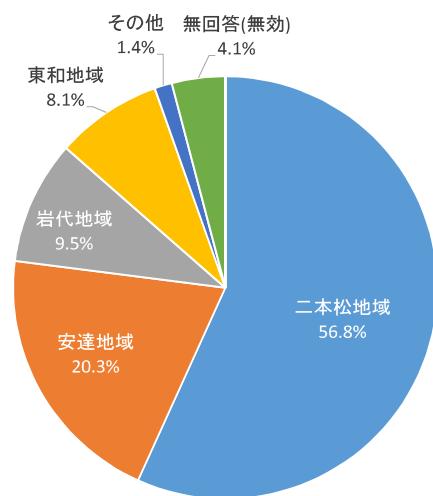
（1）貴事業所の業種に○をつけてください。

1. 農業	0
2. 林業	0
3. 水産業	1
4. 畜産業	1
5. 造園業	1
6. 建設業	6
7. 製造業（食品、繊維、木材・木製品、機械等）	15
8. 電気・ガス・熱供給・水道業	2
9. 運輸・通信業	1
10. 卸売・小売業・飲食業	14
11. 金融・保険業	3
12. 不動産業	0
13. サービス業	14
14. その他	11
15. 無回答（無効）	5



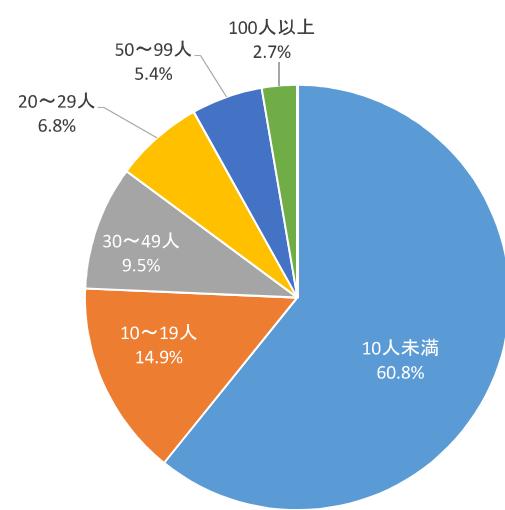
(2) 貴事業所の所在地域に○をつけてください。

1. 二本松地域	42
2. 安達地域	15
3. 岩代地域	7
4. 東和地域	6
その他	1
無回答（無効）	3



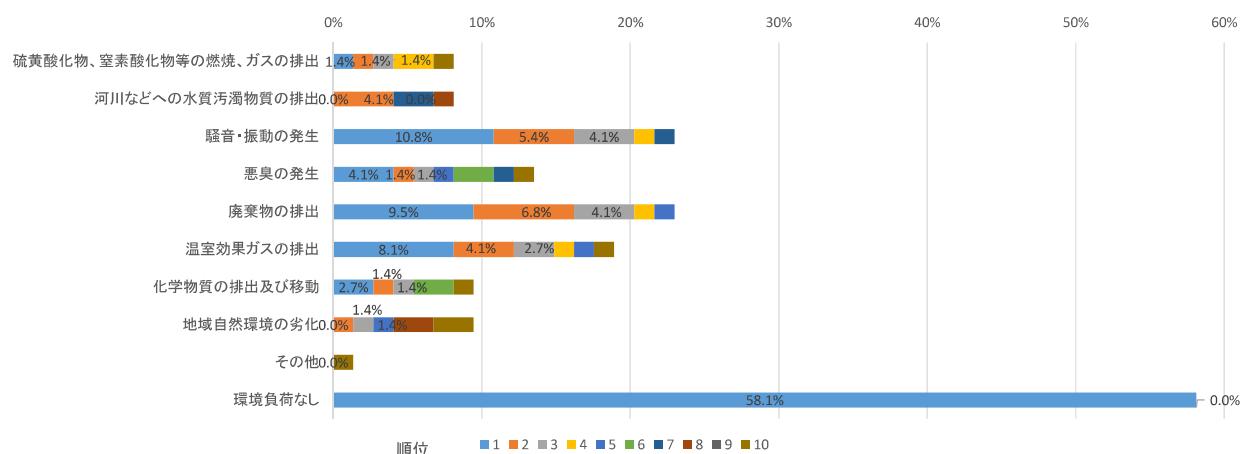
(3) 貴事業所の従業者数に○をつけてください。

1. 10人未満	45
2. 10~19人	11
3. 20~29人	5
4. 30~49人	7
5. 50~99人	4
6. 100人以上	2



質問2 貴事業所で環境への負荷を与えていくと思われる環境問題を、負荷の多い順に1、2、3…と数字を記入してください。環境負荷がない場合は「10. 環境負荷なし」に○を記入してください。

環境への負荷	1位	2位	3位
1. 硫黄酸化物、窒素酸化物等の燃焼、ガスの排出	1	1	1
2. 河川などへの水質汚濁物質の排出	0	3	0
3. 騒音・振動の発生	8	4	3
4. 悪臭の発生	3	1	1
5. 廃棄物の排出	7	5	3
6. 温室効果ガスの排出	6	3	2
7. 化学物質の排出及び移動	2	1	1
8. 地域自然環境の劣化	0	1	1
9. その他	0	0	0
10. 環境負荷なし	43	0	0

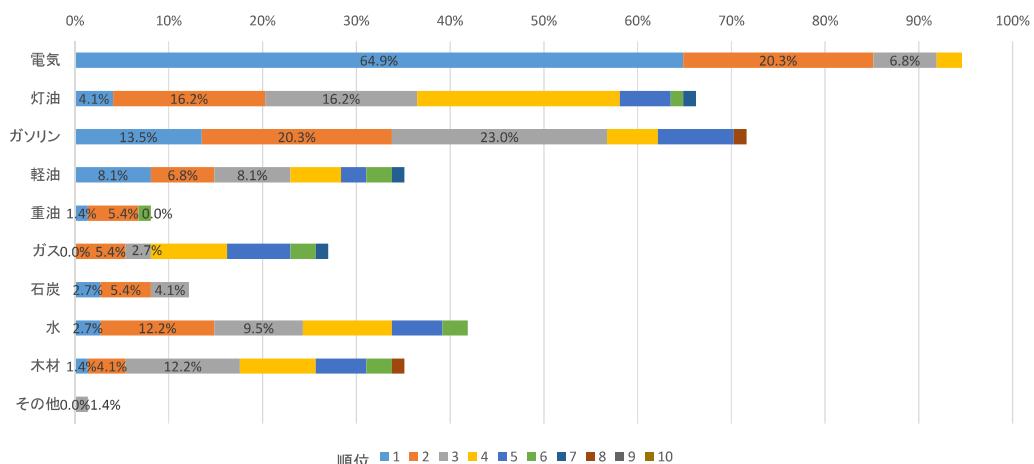


質問3 資源・エネルギーの使用について

貴事業所における資源やエネルギーの使用について、多い順に1、2、3…と数字を記入してください。

わからない場合は購入金額の多い順で記入してください。

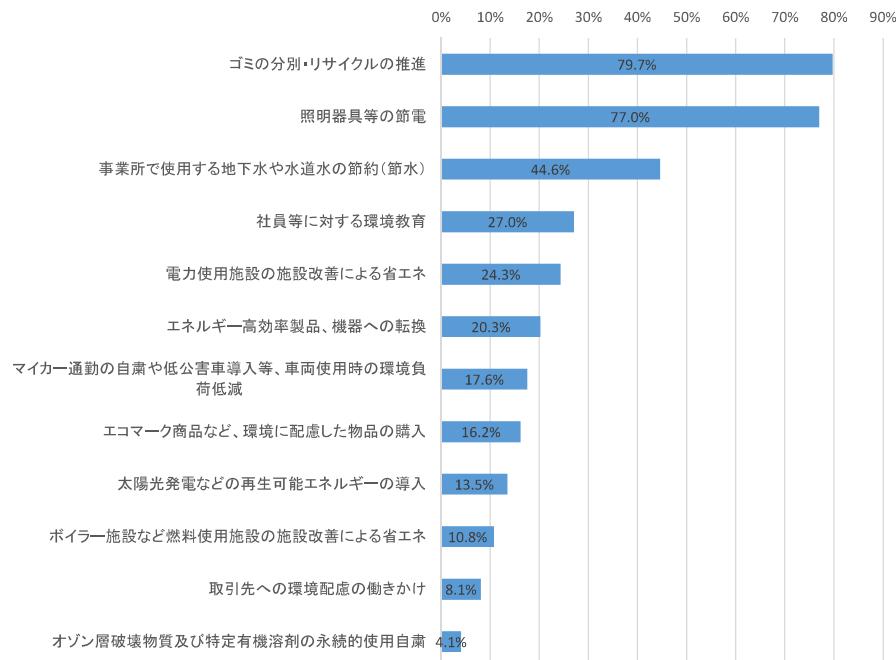
資源・エネルギーの使用	1位	2位	3位
1. 電気	48	15	5
2. 灯油	3	12	12
3. ガソリン	10	15	17
4. 軽油	6	5	6
5. 重油	1	4	0
6. ガス	0	4	2
7. 石炭	2	4	3
8. 水	2	9	7
9. 木材	1	3	9
10. その他	0	0	1



質問4 資源・エネルギーに関する取り組みについて

貴事業所が行っている資源・エネルギーに関する取り組みについて、該当するものすべてに○をつけてください。

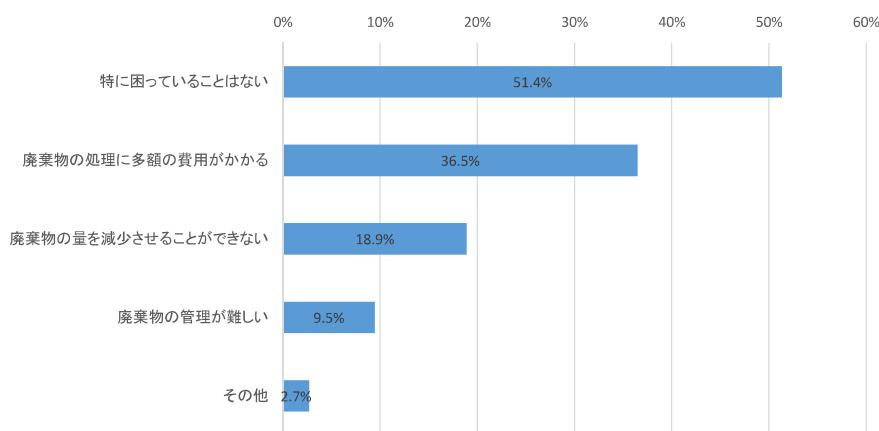
1. 照明器具等の節電	57
2. 事業所で使用する地下水や水道水の節約（節水）	33
3. エコマーク商品など、環境に配慮した物品の購入	12
4. ボイラー施設など燃料使用施設の施設改善による省エネ	8
5. 電力使用施設の施設改善による省エネ	18
6. 太陽光発電などの再生可能エネルギーの導入	10
7. マイカー通勤の自粛や低公害車導入等、車両使用時の環境負荷低減	13
8. ゴミの分別・リサイクルの推進	59
9. オゾン層破壊物質及び特定有機溶剤の永続的使用自粛	3
10. 社員等に対する環境教育	20
11. 取引先への環境配慮の働きかけ	6
12. エネルギー高効率製品、機器への転換	15
13. その他	0



質問5 廃棄物について

貴事業所において発生する廃棄物の処理について困っていることは何ですか。該当するものすべてに○をつけてください。

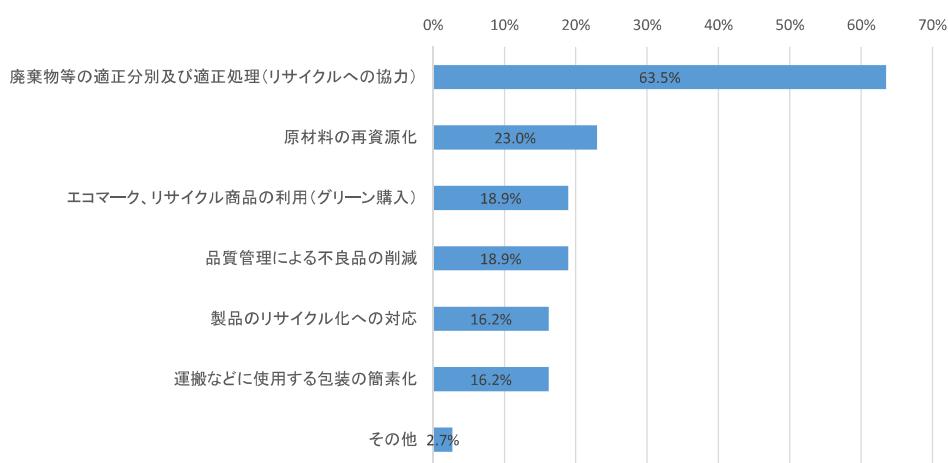
1. 廃棄物の量を減少させることができない	14
2. 廃棄物の処理に多額の費用がかかる	27
3. 廃棄物の管理が難しい	7
4. その他	2
5. 特に困っていることはない	38



質問6 廃棄物に関する取り組みについて

貴事業所が行っている廃棄物削減に関する取り組みについて、該当するものすべてに○をつけてください。

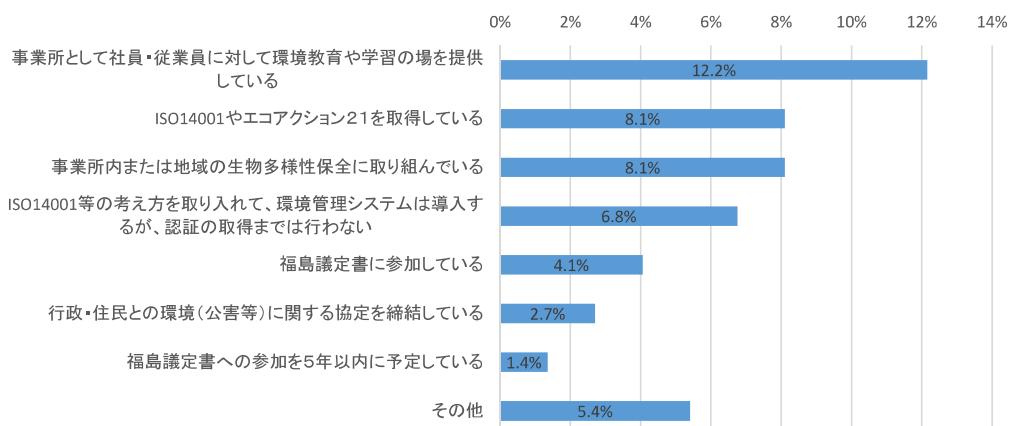
1. エコマーク、リサイクル商品の利用（グリーン購入）	14
2. 原材料の再資源化	17
3. 廃棄物等の適正分別及び適正処理（リサイクルへの協力）	47
4. 製品のリサイクル化への対応	12
5. 品質管理による不良品の削減	14
6. 運搬などに使用する包装の簡素化	12
7. その他	2



質問7 環境保全の取り組みについて

貴事業所の環境保全への取り組みについて、該当するものすべてに○をつけてください。

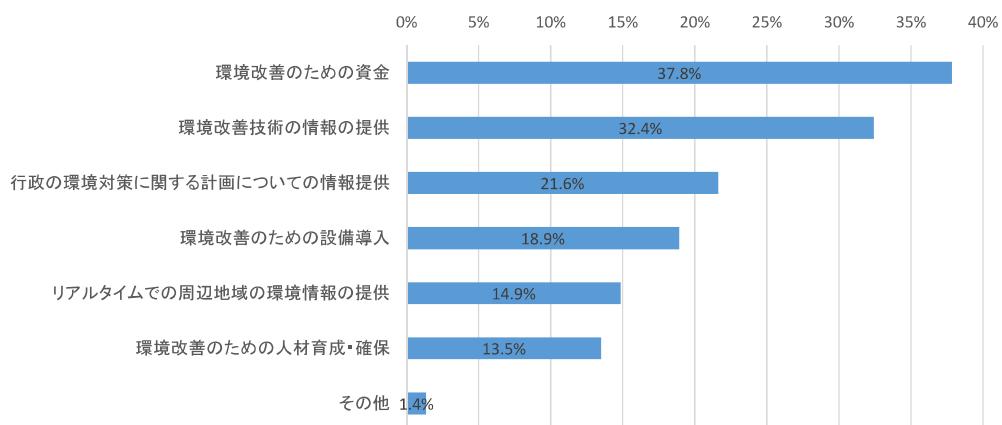
1. ISO14001 やエコアクション21を取得している	6
2. ISO14001 やエコアクション21の取得を5年以内に予定している	0
3. ISO14001 等の考え方を取り入れて、環境管理システムは導入するが、認証の取得までは行わない	5
4. 行政・住民との環境（公害等）に関する協定を締結している	2
5. 行政・住民との環境（公害等）に関する協定の締結を検討している	0
6. 福島議定書に参加している	3
7. 福島議定書への参加を5年以内に予定している	1
8. 事業所として社員・従業員に対して環境教育や学習の場を提供している	9
9. 事業所内または地域の生物多様性保全に取り組んでいる	6
10. その他	4



質問8 環境保全に取り組む際に必要なもの

貴事業所が環境保全に取り組む際、特に必要なもの2つに○をつけてください。

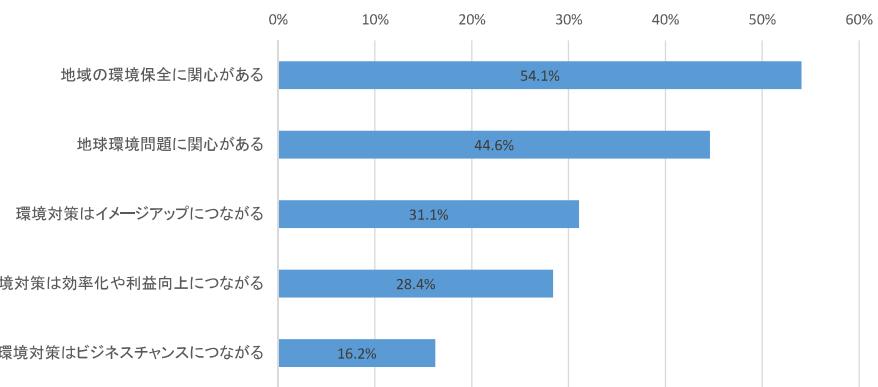
1. 環境改善のための資金	28
2. 環境改善技術の情報の提供	24
3. 環境改善のための人材育成・確保	10
4. 環境改善のための設備導入	14
5. 行政の環境対策に関する計画についての情報提供	16
6. リアルタイムでの周辺地域の環境情報の提供	11
7. その他	1



質問9 事業所としての関心事

以下のことについて貴事業所として関心がありますか。該当するものすべてに○をつけてください。

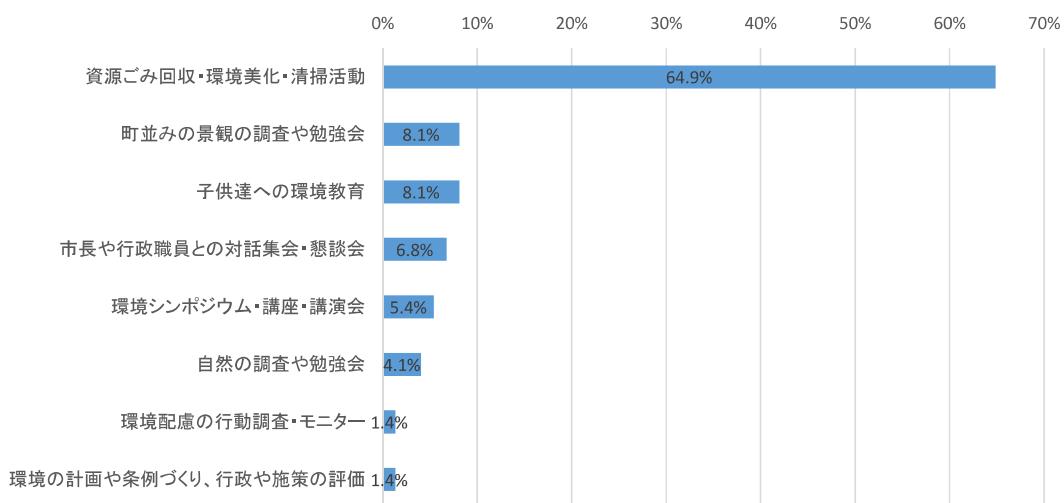
1. 地球環境問題に関心がある	33
2. 地域の環境保全に関心がある	40
3. 環境対策はイメージアップにつながる	23
4. 環境対策はビジネスチャンスにつながる	12
5. 環境対策は効率化や利益向上につながる	21



質問10 事業所としての参加・協力について

以下のことについて貴事業所が現在、実施や参加・協力しているもの是否有りますか。該当するものすべてに○をつけてください。

1. 自然の調査や勉強会	3
2. 町並みの景観の調査や勉強会	6
3. 子供達への環境教育	6
4. 資源ごみ回収・環境美化・清掃活動	48
5. 環境シンポジウム・講座・講演会	4
6. 環境配慮の行動調査・モニター	1
7. 環境の計画や条例づくり、行政や施策の評価	1
8. 市長や行政職員との対話集会・懇談会	5

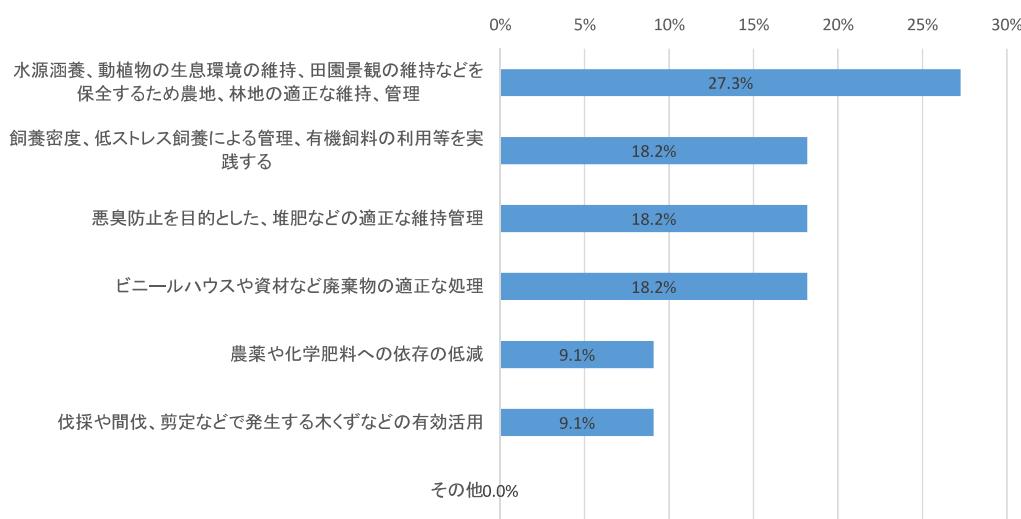


質問 11 業種別の環境保全の取り組みについて

貴事業所の業容に関する環境保全の取り組みとして、実践していることすべてに○をつけてください。

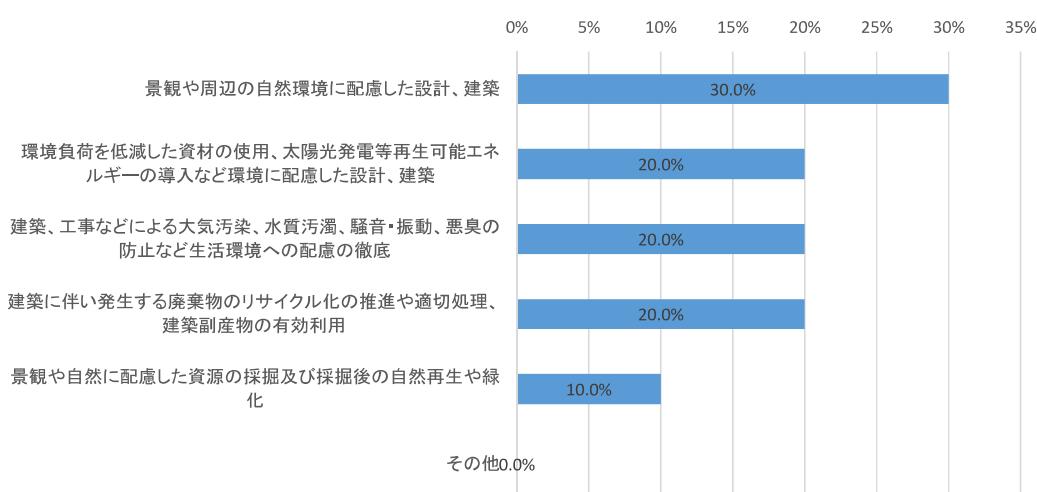
(1) 農業、林業、水産業、畜産業、造園業の方

1. 水源涵養、動植物の生息環境の維持、田園景観の維持などを保全するため農地、林地の適正な維持、管理	3
2. 水産資源の維持・増大のための、陸域森林管理への参加	0
3. 農薬や化学肥料への依存の低減	1
4. 飼養密度、低ストレス飼養による管理、有機飼料の利用等を実践する	2
5. 悪臭防止を目的とした、堆肥などの適正な維持管理	2
6. ビニールハウスや資材など廃棄物の適正な処理	2
7. 伐採や間伐、剪定などで発生する木くずなどの有効活用	1
8. その他	0



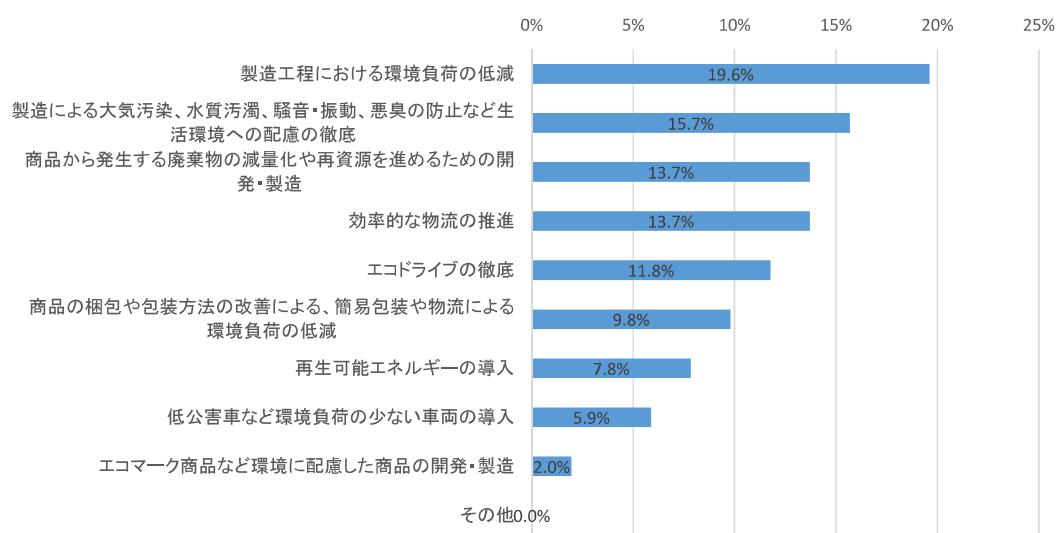
(2) 建設業の方

1. 景観や自然に配慮した資源の採掘及び採掘後の自然再生や緑化	1
2. 景観や周辺の自然環境に配慮した設計、建築	3
3. 環境負荷を低減した資材の使用、太陽光発電等新エネルギーの導入など環境に配慮した設計、建築	0
4. 建築、工事などによる大気汚染、水質汚濁、騒音・振動、悪臭の防止など生活環境への配慮の徹底	2
5. 建築に伴い発生する廃棄物のリサイクル化の推進や適切処理、建築副産物の有効利用	6
6. その他	0



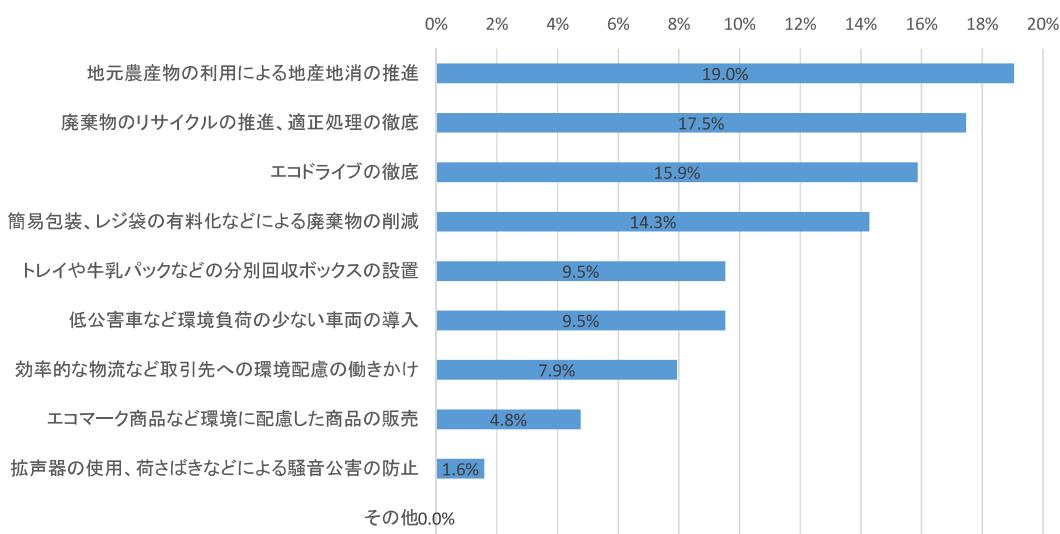
(3) 製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、運輸・通信業の方

1. エコマーク商品など環境に配慮した商品の開発・製造	1
2. 商品から発生する廃棄物の減量化や再資源を進めるための開発・製造	7
3. 商品の梱包や包装方法の改善による、簡易包装や物流による環境負荷の低減	5
4. 製造工程における環境負荷の低減	10
5. 製造による大気汚染、水質汚濁、騒音・振動、悪臭の防止など生活環境への配慮の徹底	8
6. 再生可能エネルギーの導入	4
7. 効率的な物流の推進	7
8. 低公害車など環境負荷の少ない車両の導入	3
9. エコドライブの徹底	6
10. その他	1



(4) 卸売・小売業・飲食業、その他の業種の方

1. エコマーク商品など環境に配慮した商品の販売	3
2. 簡易包装、レジ袋の有料化などによる廃棄物の削減	9
3. 地元農産物の利用による地産地消の推進	12
4. トレイや牛乳パックなどの分別回収ボックスの設置	6
5. 食品の堆肥化などによるリサイクルの推進	0
6. 廃棄物のリサイクルの推進、適正処理の徹底	11
7. 拡声器の使用、荷さばきなどによる騒音公害の防止	1
8. 効率的な物流など取引先への環境配慮の働きかけ	5
9. 低公害車など環境負荷の少ない車両の導入	6
10. エコドライブの徹底	10
11. その他	0



資料4 用語解説

ア

一般廃棄物

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の第2条第2項において、産業廃棄物以外の廃棄物をいいます。

エコアクション21

環境省が策定した「エコアクション21ガイドライン」に基づき、環境への目標を持ち、行動し、結果をとりまとめ、評価する環境経営システムを構築、運用、維持するとともに、社会との環境コミュニケーションを行うための方法に取り組んでいる事業者などを認証し登録する制度です。特に中小事業者に広がっています。

エコドライブ

燃費を向上させるために乗り物のユーザーが行う施策や、そうした施策のもとに行う運転のことをいいます。

オゾン層

オゾンは酸素原子3個からなる気体です。大気中のオゾンは成層圏（約10～50km上空）に約90%存在しており、このオゾンの多い層を一般的にオゾン層といいます。成層圏オゾンは太陽からの有害な紫外線を吸収し、地上の生態系を保護しています。また、紫外線を吸収するため成層圏の大気を暖める効果があり、地球気候の形成に大きく関わっています。

温室効果ガス

大気中にある二酸化炭素やメタンなど、赤外線を吸収し地球温暖化の原因となる気体のことをいいます。人の活動拡大により増加しており、京都議定書では温室効果ガスのうち、二酸化炭素、メタン、一酸化炭素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六フッ化硫黄などの、主な六種類についての削減が定められています。

カ

外来生物

もともとその地域にいなかったが、人間活動によって他地域から入ってきた生物のこと

合併処理浄化槽

し尿と生活雑排水を併せた生活排水を処理する浄化槽のことをいいます。

感覚公害

悪臭、騒音、振動など、人の感覚を刺激して不快感として受け止められる公害のことをいいます。

環境学習

人と環境のかかわりについての知識や体験を通して、環境のしくみや現在の環境の状況についての理解と認識を深めることで、将来にわたり豊かな環境の恵みを受けられるよう、自発的な責任ある行動が取れるようにするための学習のことをいいます。

環境基準

人の健康保護及び生活環境の保全のうえで維持されることが望ましい基準として、終局的に大気、水、土壤、騒音をどの程度に保つのかという目標を定めたものをいいます。環境基準は、「維持されることが望ましい基準」であり行政上の政策目標です。

環境基本法

公害対策基本法に代わり平成5年(1993年)11月に施行された、環境保全の基本的な考え方や施策などを示した環境に関する最上位の法律のことをいいます。

環境審議会

地方自治体の付属機関のひとつで、都道府県や市町村の区域における環境の保全に関して基本的事項を調査審議させるため、環境の保全に関し学識経験のある者を含む者で構成されます。

環境保全型農業

地球温暖化防止や生物多様性保全に資する農業生産活動をいいます。

涵養

地表の水（降水や河川水）が地下に浸透し、地下水となることをいいます。

緩和策

地球温暖化の原因物質である温室効果ガスの排出量を削減することをいいます。

グリーン購入

商品やサービスを購入する際に必要性をよく考え、価格や品質だけでなく環境への負荷ができるだけ小さいものを優先的に購入することをいいます。

クールチョイス

2030年度に温室効果ガスの排出量を2013年度比で26%削減するという目標達成のため、省エネ・低炭素型の製品への置換・サービスの利用・ライフスタイルの選択など、地球温暖化対策に資する「賢い選択」をしていこうという取り組みのことをいいます。

光化学オキシダント

工場や自動車から排出される大気中の窒素酸化物や炭化水素などが紫外線に反応してつくられるオゾンやアルデヒド、エアロゾルが空中に停留してスモッグ状になることをいいます。人の健康に悪影響を及ぼすため、大気汚染として問題視されています。

サ

再生可能エネルギー

エネルギー源として永続的に利用することができるエネルギーの総称をいいます。具体的には太陽光、風力、水力、波力、海流、地熱、太陽熱、バイオマスなどをエネルギー源として利用することをいいます。

里山

人間の集落や田畠、溜池、雑木林などからなる低山地や丘陵地のことをいいます。古くから生活の糧を得る場として管理されてきました。多様な生物の宝庫としても重要視されています。

次世代自動車

ガソリンなど化石燃料の使用をゼロまたは大幅に減らして環境負荷を和らげる自動車のことをいいます。ハイブリッド車（HV）やプラグインハイブリッド車（PHV）、電気自動車（EV）、水素と酸素の化学反応で発電して走る燃料電池自動車、低公害ディーゼル車があります。

循環型社会

有限である資源を効率よく使うとともに、可能な限り再生産し、資源が輪のように循環する社会の考え方です。

食品ロス

売れ残りや食べ残し、期限切れ食品など、本来は食べることができたはずの食品が廃棄されることをいいます。

スマートコミュニティ

街全体の電力の有効利用や再生可能エネルギーの活用などから、都市の交通システムや住民のライフスタイル変革まで、複合的に組み合わせた社会システムをいいます。

3R（スリーアール・サンアール）

リデュース（Reduce）、リユース（Reuse）、リサイクル（Recycle）の3つのR（アール）の総称をいいます。一つめのR（リデュース）とは、物を大切に使いごみを減らすことです。二つめのR（リユース）とは、使える物は繰り返し使うことです。三つめのR（リサイクル）とは、ごみを資源として再び利用することです。

生態系

生物間の相互関係と、生物とそれを取り巻く無機的環境の相互関係にひとつのまとまりのある系（システム、空間）のことをいいます。系の対象には土壤、池、流域など、階層性があり、生物間には食物連鎖をベースとした生態系ピラミッドで表現される生物間の相互作用が存在します。

生物多様性

地球上の生物は、約40億年に及ぶ進化の過程で多様に分化し、生息場所に応じた相互の関係を築きながら、地球の生命体を形づくっています。このような多様な生物の世界を「生物多様性」といいます。生物多様性は、生態系のバランスを維持する上で重要なばかりでなく、私たち人間の生活にも計り知れない恵みをもたらしています。

タ

地球温暖化

人間の活動が活発になるにつれて「温室効果ガス」が大気中に大量に放出され、地球全体の平均気温が急激に上がり始めている現象のことをいいます。

地産地消

地元生産、地元消費の略語で地元で生産されたものを地元で消費することです。地域の農業と関連産業の活性化により、農地及び森林の保全が期待されます。また、輸送による二酸化炭素の排出も減らすことができます。

適応策

地球温暖化に対して自然生態系や社会・経済システムを調整することにより温暖化の悪影響を軽減することをいいます。

特定外来生物

外来生物のうち、特に生態系などへの被害が認められるものとして外来生物法(2004年)によって規定された生物をいいます。

ハ

バイオマス

動植物などから生まれた生物資源の総称をいいます。バイオマスから得られるエネルギーのことをバイオエネルギー、またはバイオマスエネルギーともいい、二酸化炭素の発生が少ない自然エネルギーで、古来から薪や炭のように原始的な形で既に身近に利用されています。バイオマス発電、バイオマス熱利用、バイオマス燃料など用途開発が進められています。

パリ協定

第21回気候変動枠組条約締約国会議(COP21)が開催されたパリにて、2015年12月12日に採択された、気候変動抑制に関する多国間の国際的な協定(合意)のことをいいます。196の条約加盟国・地域の全てが参加する「画期的な合意」として高く評価されています。しかし、2017年6月1日、アメリカ合衆国はパリ協定からの離脱を表明しました。

PM2.5(微小粒子状物質)

大気中に浮遊している $2.5\mu\text{m}$ ($1\mu\text{m}$ は 1mm の千分の1)以下の小さな粒子のことで、従来から環境基準を定めて対策を進めてきた浮遊粒子状物質(SPM: $10\mu\text{m}$ 以下の粒子)よりも小さな粒子のことをいいます。P物質は非常に小さいため(髪の毛の太さの $1/30$ 程度)肺の奥深くまで入りやすく、呼吸器系への影響に加え、循環器系への影響が心配されています。

BOD(生物化学的酸素要求量)

河川の汚濁の度合いを示す指標となっています。水中の有機物などの汚濁源となる物質が、微生物により無機化されるときに消費される酸素量(mg/L)を表したものをおい、数值が大きいほど汚濁が進んでいることを示します。

浮遊粒子状物質

物の破碎や選別、土砂の巻き上げ、燃料の燃焼過程などで発生する大気中に浮遊している粒径 10ミクロン 以下の微細な粒子をいいます。Suspended Particulate Matterの略称でSPMともいいます。

放射線

ウランなど、原子核が不安定で壊れやすい元素から放出される高速の粒子(アルファ粒子、ベータ粒子など)や高いエネルギーを持った電磁波(ガンマ線)、加速器などで人工的に作り出されたX線、電子線、中性子線、陽子線、重粒子線などをいいます。

ヤ

有機農業

有機質の肥料を使って農作物を栽培する化学肥料や農薬・除草剤を使わない農業のことをいいます。

ラ

レッドリスト

絶滅のおそれのある野生生物の種のリストのことで、レッドデータブックの基礎となるものをいいます。日本では環境省が作成・公表しており、平成24年8月に第4次レッドリストを公表しました。レッドリスト自体が法的規制などの強制力を伴うものではなく、絶滅のおそれのある野生生物に関する理解を広めることなどを主な目的としています。

第2次二本松市環境基本計画【二本松市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）】

発行年月 平成31年3月

発行 〒964-8601

福島県二本松市金色403-1

二本松市 市民部 生活環境課

電話 0243-23-1111

FAX 0243-22-4479

E-mail kankyoesei@city.nihonmatsu.lg.jp

